動物用医療機器販売業・貸与業の手引

改訂版

● 東京都産業労働局

はじめに

人の医療や動物の獣医療に用いられる医薬品や医療機器等は、人や動物の保健衛生に必要不可欠な重要なものです。そのため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」という。)により、その製造から流通・使用までの間、その品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制等が定められています。

また、同法第1条の2から同条の6までの規定では、国、都道府県等、医薬品等関連事業者等及び医薬関係者のそれぞれの責務並びに国民の役割を定めています。つまり、医薬品、医療機器等に関わる全ての者が、それぞれの立場において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければなりません。

動物用医療機器の販売業者や貸与業者にあっては、動物用医療機器の流通の中核的な役割をなす立場から、その適正な管理や、医療機器の製造販売業者、獣医師等の利用者との相互間の情報交換、その他の必要な措置を講じることにより、不適切な管理や使用法による動物への危害防止に努める必要があります。また、動物用医薬品や医療機器等の管理、取扱については、動物への影響のみでなく動物や環境を介して起こりうる人の保健衛生への影響を常に考慮することが大切です。

この小冊子は、動物用医療機器の販売業者及び貸与業者の皆様や、実務上の責務を負う営業所 管理者の皆様の業務上の参考資料として医薬品医療機器等法の関連事項と、同法に基づく東京都 庁関係窓口での各種の申請、届出手続について解説したものです。関係者の皆様のご参考となれ ば幸いです。

平成 30 年 11 月

東京都産業労働局農林水産部食料安全課長

改訂版の発行に当たって

本手引きの初版発行から約7年が経過し、その間、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を始め、動物薬事に係る関係政省令等の一部改正がたびたび行われており、動物用医療機器の販売・貸与業に係る事項についても改正された事項が多数あったことから、この度、関係法令の一部改正内容を反映した「動物用医療機器販売業・貸与業の手引き ー 改訂版ー」を発行することといたしました。

なお、改訂版については、東京都庁ホームページの動物薬事に関するページに掲載しておりま すので、ご活用いただければ幸いです。

令和7年10月

東京都産業労働局農林水産部食料安全課長

摘 要:

この手引の中では、記載事項に関係する法令等の名称は、下記のとおり省略して表示しています。また、動物用医療機器にあっては、関係法令の条項に読替え規定があることから、引用条文の一部を「厚生労働大臣」を「農林水産大臣」のように読替えて記載しています。また、「医療機器」、「高度管理医療機器」「管理医用機器」及び「一般医療機器」の表記は、それぞれ専ら動物のために使用されることが目的とされているもの(動物用)をいい、人用の場合は「人用~」と表記しています。

記

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号):⇒「医薬品医療機器等法|又は「法|
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年 1月 26 日政令第 11 号): ⇒「施行令」
- ・動物用医薬品等取締規則(平成16年12月24日農林水産省令第107号):⇒「規則」
- ·農林水産省告示:⇒「告示」
- 農林水産省関係通知等:⇒「畜産局長通知」、「畜水産安全課長通知」等

目 次

はじめに

Ι	動	カ物用医療機器の販売業・貸与業	1
	1	動物用医療機器とは	1
	2	動物用医療機器の分類	1
	3	動物用医療機器の販売業及び貸与業の種類	8
	(1	l) 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可	9
	(2	2)動物用管理医療機器販売・貸与業の届出	9
II	動	物用高度管理医療機器等販売業・貸与業	11
	1	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可要件	11
	(1	し)営業所の構造設備基準	11
	(2	2)申請者の人的要件	11
	(3	3) 動物用高度管理医療機器等営業所管理者の配置及び資格基準	12
	2	動物用高度管理医療機器等営業所管理者の義務	15
	3	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業者の遵守事項	16
	4	動物用高度管理医療機器等営業所管理者の意見の尊重と改善措置	18
	5	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業者の法令遵守体制	18
	6	営業所の休廃止等と許可関係事項変更の届出	19
	7	許可証の掲示	19
Ш	動	カ物用管理医療機器販売業・貸与業	20
	1	動物用管理医療機器等販売・貸与業の届出	20
	(1	〕 届出事項	20
	(2	2)営業所の構造設備基準	20
	(3	3)動物用管理医療機器営業所管理者の配置及び資格基準	20
	2	動物用管理医療機器営業所管理者の遵守事項	21
	3	動物用管理医療機器販売・貸与業者の遵守事項	22
	4	動物用管理医療機器販売・貸与業者の法令遵守体制	23
	5	営業所の休廃止等と届出関係事項変更の届出	24
IV	動	か	25
	1	動物用一般医療機器販売・貸与業者の遵守事項	25
v	動	カ物用医療機器の取扱い	27
		直接の容器等の記載事項	

	(1)	直接の容器等の記載事項	27
	(2)	医療機器の直接の容器等の記載事項の特例	28
	(3)	容器等への符号の記載	30
	2	添付文書等の記載事項	30
	(1)	添付文書等の記載事項	30
	(2)	添付文書等の記載事項の提供	31
	(3)	医療機器プログラムの添付文書等記載事項の特例	32
	3	販売、製造等の禁止	32
	4	動物用医療機器等の広告	34
	(1)	誇大広告等の禁止	34
	(2)	承認前の医療機器等の広告の禁止	34
	(3)	動物用医療機器の広告方法	34
	(4)	動物用医療機器の広告表現	35
	未为	承認動物用医療機器の展示に関するガイドライン	36
	動物	勿用医薬品等広告適正化基準	37
	5	動物用医療機器の安全対策	38
	(1)	情報の提供等	38
	` ′	製造販売業者等が行う危害の防止措置への協力	
	(3)	副作用等の報告	38
VI	許可	可申請・届出等の手続き	39
	1	申請・届出等の受付窓口・お問い合わせ先	39
	2	手数料・標準処理期間	40
	3	動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業関係の手続き	40
	(1)	動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請	40
	(2)	許可更新申請	42
	(3)	許可証の書換え交付申請	43
	(4)	許可証の再交付申請	43
	(5)	営業所の廃止・休止・再開届出	44
	(6)	許可関係事項変更届出	45
	(7)	動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業関係手続の必要書類一覧表	47
	4	動物用管理医療機器販売業・貸与業関係の手続き	48
	(1)	動物用管理医療機器販売業・貸与業届出	48
	(2)	営業所の廃止・休止・再開届出	49

VII 関	係資料	53
1	申請・届出様式の記載例と記載上の注意点	
(1)	動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業関係	
	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請書 様式第五十三号	55
	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可更新申請書 様式第五十四号	57
	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換え交付申請書 様式第五十六号	58
	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証再交付申請書 様式第五十七号	59
	動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書 様式第五十九号	60
	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項変更届出書 様式第六十号	61
(2)	動物用管理医療機器販売業・貸与業関係	
	動物用管理医療機器販売・貸与業届出書 様式第五十八号	62
	動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書 様式第五十九号	63
	動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項変更届出書 様式第六十一号	64
(3)	添付書類の参考様式	
	業務分掌表(参考様式1)	66
	従事年数証明書(参考様式2)	67
	雇用証書(参考様式3)	68
	営業所案内図(参考様式4(上段))	69
	保管設備の概要を説明する図面等(参考様式4(下段))	69
	営業所平面図(参考様式5)	70
	許可証を亡失した場合の誓約書(参考様式 6)	71
	遅延理由書(参考様式7)	71
2	営業所の管理に関する帳簿・記録等の参考様式	
	管理帳簿	71
	譲受・譲渡に関する記録	74
	中古動物用医療機器の販売等に係る通知	74
	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業自己点検表	74

I 動物用医療機器の販売業・貸与業

1 動物用医療機器とは

医薬品医療機器等法第2条第4項に「この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等(再生医療等製品を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。」と定められています。

「医療機器」の中で専ら動物のために使用されることが目的とされているものを「動物用医療機器」といいます。人用の「医療機器」は厚生労働大臣の所管ですが、「動物用医療機器」は農林水産大臣が所管しています。

そのため、人用の「医療機器」と「動物用医療機器」の販売業及び貸与業については、共に 都道府県知事(人用では、区市町村長でも所管)が所管していますが、所管部局が異なりま す。動物用医療機器の販売業及び貸与業を行う場合は、人用の医療機器販売業及び貸与業の 許可又は届出とは別に、動物用医療機器の販売・貸与業の許可申請又は届出をする必要があ りますのでご注意下さい。

なお、実用上、人用の「医療機器」を獣医師等が動物に使用している場合がよく見られますが、人用の「医療機器」を「動物用」と称して販売、貸与等を行うことはできません。

区 分	許可・届出 の必要性	所管
医療機器の承認(届出) 医療機器製造業 医療機器製造販売業 医療機器修理業	承認(届出) 登録 許可 許可	農林水産大臣 (専ら動物のために使用されることが目 的とされているものに限る。)
高度管理医療機器等販売・貸与業 管理医療機器販売業・貸与業 一般医療機器販売業・貸与業	許可 届出 不要	都道府県知事 (専ら動物のために使用されることが目 的とされているものに限る。)

表 I-1 動物用医療機器に関する所管部署

- 備考 1 東京都の所管部署(動物用医療機器販売業・貸与業の申請、届出等の窓口) 産業労働局農林水産部食料安全課動物薬事衛生担当(都庁第一本庁舎 21 階南)
 - 東京都以外に営業所がある場合は、営業所所在地の道府県の動物薬事担当窓口にお問い 合わせ下さい。
 - 2 製造業、製造販売業の許可・登録申請、届出等の提出書類については都道府県動物薬事担当が受付窓口となっています。修理業にあっては各地域の農政局等が受付窓口です。

2 動物用医療機器の分類

法の適用を受ける動物用医療機器は、施行令別表第1に掲げられたもので、専ら動物のために使用されることが目的とされているものです。さらに、その医療機器の使用による副作用又

は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。)において動物の生命及び健康に与える影響の大きさを考慮して、次の3種類に分類されています(法第2条第5項から第7項、表I-2)。

農林水産大臣が指定している各分類別の具体的な動物用医療機器は表 $I-3\sim I-5$ のとおりです(告示第 2217 号別表第 $1\sim3$)。

考 区分 定 義 備 医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合 (適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。管 農林水産 理及び一般医療機器において同じ。) において動物の生命 省告示第 高度管理医療機器 及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからそ 2217 号 の適切な管理が必要なものとして、農林水産大臣が薬事・ 別表第1 食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。 高度管理医療機器以外の医療機器であって、副作用又は 農林水産 機能の障害が生じた場合において動物の生命及び健康に 省告示第 管理医療機器 影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必 2217 号 要なものとして、農林水産大臣が薬事・食品衛生審議会の 別表第2 意見を聴いて指定するものをいう。 高度管理医療機器及び管理医療機器以外の医療機器であ 農林水産 って、副作用又は機能の障害が生じた場合においても、 省告示第 一般医療機器 動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどな 2217 号 いものとして、農林水産大臣が薬事・食品衛生審議会の 別表第3 意見を聴いて指定するものをいう。

表 I-2 動物用医療機器の分類

注)法第2条第8項で定める「特定保守管理医療機器」(保守管理、修理、その他の管理に 専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診 断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがある医療機器として、農林水産大臣が指 定する動物用医療機器)は、現在、農林水産大臣が指定しているものはありません。

表 I - 3 動物用高度管理医療機器の指定品目(専ら動物のために使用されることが目的と されるものに限る。農林水産省告示第 2217 号別表第 1 最終改正 R7.2.10)

動物用高度管理医療機器の指定品目

- 一 麻酔器並びに麻酔用呼吸嚢及びガス吸収かんのうち、閉鎖循環式麻酔システム
- 二 内臓機能代用器のうち、次に掲げるもの
 - 1 人工心臟弁
 - 2 人工心肺装置
 - 3 人工腎臓装置
 - 4 ペースメーカ
- 三 保育器のうち閉鎖循環式保育器

表 I-4 動物用管理医療機器の指定品目(専ら動物のために使用されることが目的とされるものに限る。農林水産省告示第2217号別表第2 最終改正R7.2.10)

動物用管理医療機器の指定品目

- 一麻酔器並びに麻酔用呼吸囊及びガス吸収かん(別表第一第一号に掲げるものを除く。)
- 二 呼吸補助器
- 三 内臓機能代用器 (別表第一第二号1から4までに掲げるものを除く。)
- 四 保育器 (別表第一第三号に掲げるものを除く。)
- 五 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管のうち、次に掲げる もの
 - 1 エックス線発生装置及びエックス線管装置
 - 2 可搬型エックス線診断装置
 - 3 骨エックス線吸収測定装置
 - 4 大動物用エックス線CT装置
 - 5 大動物用エックス線診断装置
 - 6 大動物用エックス線透視診断装置
 - 7 中・小動物用エックス線CT装置
 - 8 中・小動物用エックス線診断装置
 - 9 中・小動物用エックス線透視診断装置
 - 10 汎用エックス線CT装置
 - 11 汎用エックス線診断装置
 - 12 汎用エックス線透視診断装置
 - 13 その他の診断用エックス線装置(別表第三第五号1から4までに掲げるものを除く。)
- 六 放射性物質診療用器具
- 七 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 圧縮波治療器
 - 2 結石破砕装置
 - 3 超音波治療器
 - 4 電位治療器
 - 5 鍼電極低周波治療器
 - 6 卵管疎通検査用通気器
 - 7 レーザ治療器
 - 8 その他の理学診療用器具(別表第三第七号1から4までに掲げるものを除く。)
- 八 内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 MR装置
 - 2 心音計
 - 3 その他の内臓機能検査用器具(別表第三第十六号1から4までに掲げるものを除く。)
- 九 電気手術器
- 十 注射針及び穿刺針のうち、遠隔注射用注射筒用注射針
- 十一 注射筒のうち、次に掲げるもの
 - 1 遠隔注射用注射筒
 - 2 自動連続注射器
 - 3 針なし注射器
- 十二 採血又は輸血用器具のうち、輸血用器具
- 十三 医薬品注入器のうち、次に掲げるもの
 - 1 医薬品・ワクチン注入器
 - 2 輸液ポンプ
- 十四 家庭用電気治療器

- 十五 磁気治療器
- 十六 医療用物質生成器
- 十七 縫合糸のうち、吸収性縫合糸
- 十八 整形用品のうち、次に掲げるもの
 - 1 吸収性局所止血材
 - 2 人工関節、人工骨及び関連製品
 - 3 創傷被覆・保護材(別表第三第七十八号6に掲げるものを除く。)
 - 4 骨接合用品
- 十九 疾病診断用プログラムのうち、画像診断支援プログラム
- 二十 標識用器具 (注:耳標、耳標装着器、耳刻器、入れ墨器、烙印器、脚環、鼻孔穿孔器 を除く。

表 I-5 動物用一般医療機器の指定品目(専ら動物のために使用されることが目的とされるものに限る。農林水産省告示第2217号別表第3 最終改正R7.2.10)

動物用一般医療機器の指定品目

- 一 手術台及び治療台のうち、次に掲げるもの
 - 1 大動物用手術台及び治療台
 - 2 中・小動物用手術台及び治療台
 - 3 その他の手術台及び治療台
- 二 医療用照明器のうち、次に掲げるもの
 - 1 額帯鏡及び額帯反射鏡
 - 2 診療用紫外線照明器
 - 3 診療用又は手術用照明器
 - 4 その他の医療用照明器
- 三 医療用消毒器
- 四 医療用殺菌水装置
- 五 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管のうち、次に掲げるもの
 - 1 撮影用品
 - 2 主要構成ユニット
 - 3 診断用エックス線関連装置
 - 4 診断用画像処理装置
- 六 放射線障害防護用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 放射線障害防護用具
 - 2 放射線障害防護用品
- 七 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 胃内留置用磁石及び胃内金属異物除去器
 - 2 温熱パック
 - 3 金属異物探知器
 - 4 赤外線治療器
 - 5 超音波画像診断装置
- 八 聴診器
- 九 打診器
- 十 舌圧子
- 十一 体温計
- 十二 血液検査用器具のうち、次に掲げるもの
- 1 血液凝固分析装置

- 2 血液像自動分析装置
- 3 血球計数装置
- 4 電解質分析装置
- 5 免疫反応測定装置
- 6 臨床化学分析装置
- 7 その他の血液検査用器具
- 十三 血圧検査又は脈波検査用器具
- 十四 尿検査又は糞便検査用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 尿化学分析装置
 - 2 糞便中寄生虫卵検査用器具
 - 3 その他の尿検査又は糞便検査用器具
- 十五 体液検査用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 精子・精液分析装置
 - 2 乳汁検査用器具
 - 3 その他の体液検査用器具
- 十六 内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 血液ガス分析装置
 - 2 心電計
 - 3 多項目モニタ
 - 4 パルスオキシメータ
- 十七 検眼用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 眼撮影装置
 - 2 その他の検眼用器具
- 十八 聴力検査用器具
- 十九 知覚検査又は運動機能検査用器具
- 二十 医療用鏡のうち、次に掲げるもの
 - 1 顕微鏡
 - 2 硬性内視鏡
 - 3 歯鏡
 - 4 軟性内視鏡
 - 5 ビデオ軟性内視鏡
 - 6 その他の医療用鏡
- 二十一 医療用遠心ちんでん器
- 二十二 医療用ミクロトーム
- 二十三 医療用定温器のうち、次に掲げるもの
 - 1 受精卵培養装置
 - 2 その他の医療用定温器 (注:精液保存器、精液輸送機を除く。)
- 二十四 結紮器及び縫合器のうち、次に掲げるもの
 - 1 持針器
 - 2 自動縫合器及び自動物合器
 - 3 縫合針
 - 4 その他の結紮器及び縫合器
- 二十五 医療用焼炉器のうち、次に掲げるもの
 - 1 電気焼灼器
 - 2 レーザ焼灼器
 - 3 その他の医療用焼炉器
- 二十六 医療用吸引器
- 二十七 気胸器及び気腹器
- 二十八 医療用刀 (注:蹄刀を除く。)

- 二十九 医療用はさみ (注:毛刈剪刀、爪切り鋏を除く。) 三十 医療用ピンセット 三十一 医療用匙 三十二 医療用鈎
- 三十三 医療用鉗子
- 三十四 医療用のこぎり (注:蹄鋸を除く。)
- 三十五 医療用のみ 三十六 医療用剥離子
- 三十七
 医療用つち
 (注:削蹄鎚を除く。)

 三十八
 医療用やすり
 (注:蹄ろを除く。)
- 三十九 医療用てこ (注:蹄角梃を除く。)
- 四十 医療用絞断器
- 四十一 注射針及び穿刺針のうち、次に掲げるもの
 - 1 再使用可能な採血用針
 - 2 再使用可能な穿刺針
 - 3 再使用可能な注射用針
 - 4 単回使用採血用針
 - 5 単回使用穿刺針
 - 6 単回使用注射用針
 - 7 連続注射器用注射針
- 四十二 注射筒のうち、次に掲げるもの
 - 1 ガラス注射筒
 - 2 金属注射器
 - 3 単回使用注射筒
 - 4 連続注射器
- 四十三 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器
- 四十四 開創又は開孔用器具
- 四十五 医療用嘴管及び体液誘導管のうち、次に掲げるもの
 - 1 単回使用吸引嘴管並びに体内留置用チューブ及びカテーテル
 - 2 単回使用血管用チューブ及びカテーテル
 - 3 単回使用呼吸器用チューブ及びカテーテル
 - 4 単回使用消化器用チューブ及びカテーテル
 - 5 単回使用泌尿器用チューブ及びカテーテル
 - 6 導乳管
 - 7 その他の医療用嘴管及び体液誘導管
- 四十六 医療用拡張器
- 四十七 医療用消息子
- 四十八 医療用捲綿子
- 四十九 医療用洗浄器のうち、次に掲げるもの
 - 1 イルリガートル
 - 2 膣及び子宮洗浄器
 - 3 乳房洗浄器
 - 4 鼻用洗浄器
 - 5 包皮内洗浄器
 - 6 その他の医療用洗浄器
- 五十 採血又は輸血用器具のうち、検査用採血器具
- 五十一 種痘用器具
- 五十二 整形用機械器具のうち、次に掲げるもの (注:電動削蹄器を除く。)
 - 1 骨接合用又は骨手術用機械器具

- 2 その他の整形用機械器具
- 五十三 歯科用ユニット
- 五十四 歯科用エンジン
- 五十五 歯科用ハンドピース
- 五十六 歯科用切削器
- 五十七 歯科用ブローチ
- 五十八 歯科用探針
- 五十九 歯科用充塡器
- 六十 歯科用練成器
- 六十一 歯科用防湿器
- 六十二 印象採得又は咬合採得用器具
- 六十三 歯科用蒸和器及び重合器
- 六十四 歯科用鋳造器
- 六十五 視力補正用眼鏡
- 六十六 視力補正用レンズ
- 六十七 補聴器
- 六十八 医薬品注入器のうち、次に掲げるもの
 - 1 再使用可能な子宮内薬液注入管
 - 2 单回使用子宫内薬液注入管
 - 3 乳房内薬品注入器
 - 4 輸液用器具
- 六十九 脱疾治療用器具
- 七十 医療用吸入器
- 七十一 バイブレーター
- 七十二 指圧代用器
- 七十三 はり又はきゅう用器具
- 七十四 近視眼矯正器
- 七十五 エックス線フィルム
- 七十六 縫合糸のうち、非吸収性縫合糸
- 七十七 手術用手袋及び指サックのうち、次に掲げるもの
 - 1 直検用手袋
 - 2 その他の手術用手袋及び指サック
- 七十八 整形用品のうち、次に掲げるもの
 - 1 医療用スポンジ
 - 2 眼科用嚢内リング
 - 3 ギブス包帯
 - 4 髄内ピン
 - 5 単回使用汎用サージカルドレープ
 - 6 非吸収性皮膚用創傷被覆・保護材
- 七十九 副木
- 八十 視力表及び色盲検査表
- 八十一 悪癖矯正用器具のうち、次に掲げるもの (注:断嘴器を除く。)
 - 1 除角器
 - 2 その他の悪癖矯正用器具
- 八十二 搾子
- 八十三 受精卵移植用器具のうち、次に掲げるもの
 - 1 受精卵採取用器具
 - 2 受精卵注入用器具
 - 3 その他の受精卵移植用器具

八十四 人工授精用器具のうち、次に掲げるもの

- 1 精液管
- 2 精液採取用器具
- 3 精液注入用器具
- 4 その他の人工授精用器具

八十五 製品蹄鉄及び蹄 釘

(注:蹄鉄、蹄釘を除く。)

八十六 投薬器のうち、次に掲げるもの

- 1 丸剤投薬器
- 2 食道推送器
- 3 水剤経口投薬器
- 4 その他の投薬器

八十七 乳房送風器

(注:乳房送風器、乳房送風管を除く。)

八十八 妊娠診断用器具

八十九 保定用器具 (注:診療用保定枠、吊起器、足かせ、後脚保定器、鼻稔子、鼻挟子、 牛用鼻鉗子、鼻環、豚保定器、保定袋、産科綱、平打縄、助産器を除く。)

- 備考 1. 動物用医療機器として農林水産大臣に承認(届出)されている具体的な製品は、農林水産 省動物医薬品検査所ホームページの「動物用医薬品等データベース」で検索することがで きます。
 - 2. いずれの分類に該当するか判断しがたい場合にあっては、できるだけ具体的に品目の形状、構造及び寸法、使用方法、性能又は効果等を記載した資料等を用意し、当課動物薬事衛生担当に照会ください。ただし、当課で判断しかねる場合は国の所管部署に照会しますので時間がかかることをあらかじめご了承願います。
 - 3. 小文字カッコ内注書きは、動物用医薬品等製造販売指針 2020 年版で例示されるもの。ただし、疾病の診断、治療若しくは予防を標ぼうするものは除外されない。

3 動物用医療機器の販売業及び貸与業の種類

動物用の高度管理医療機器又は管理医療機器を業として販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は医療機器プログラム(医療機器のうちプログラムであるものをいう。)を電気通信回線を通じて提供(以下「販売・貸与等」という。)する場合には、動物用医療機器の種類に応じて、営業所ごとに、その所在地の都道府県知事の許可又は知事への事前の届出が必要です。

動物用一般医療機器の販売・貸与等を行う場合は、許可、届出等は不要です。ただし、取扱 う動物用一般医療機器は、医薬品医療機器等法の対象となることから、その販売・貸与等に当 たっては関係法令で義務付けられている品質管理等の遵守が必要です(表 I - 6)。

2(1 0	新内川区/赤板間や	l
販売・貸与等を行おうとす る動物用医療機器の種類	必要な許可・届出	摘 要
動物用高度管理医療機器	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可(知事)	許可期間6年
動物用管理医療機器	動物用管理医療機器販売・貸与業届出(知事)	事前の届出必要
動物用一般医療機器	不要(ただし、品質管理等、関係法令の遵守義務)	

表 I-6 動物用医療機器の販売・貸与業の種類と許可・届出

(1) 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可 (法 39条)

1 動物用高度管理医療機器の販売業又は貸与業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラム(高度管理医療機器のうちプログラムであるものをいう。以下この項において同じ。)を電気通信回線を通じて提供することはできません。

ただし、次の場合は除外されます。

- ア. 高度管理医療機器等の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者又は貸与業者に、販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供するとき。
- イ. 高度管理医療機器等の製造業者がその製造した高度管理医療機器を高度管理医療機器の製造販売業者又は製造業者に、販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供するとき。

(注:ア及びイの規定は自社製品が対象であり、他社製品については販売等不可)

- 2 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可は、営業所ごとに、その所在地の都道府 県知事が与えます。なお、この許可は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過 によってその効力を失います。
- 3 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可を受けた営業所では、動物用管理医療機 器及び動物用一般医療機器も併せて取り扱うことができます。

(2) 動物用管理医療機器販売・貸与業の届出 (法 39 条の 3)

1 管理医療機器を業として販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラム(管理医療機器のうちプログラムであるものをいう。以下この項において同じ。)を電気通信回線を通じて提供しようとする者(高度管理医療機器販売業及び貸与業の許可を受けた者を除く。)は、あらかじめ、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければなりません。

ただし、次の場合は除外されます。

- ア. 管理医療機器の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした管理医療機器を管理 医療機器の製造販売業者、製造業者、販売業者又は貸与業者に、販売し、授与し、若し くは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プロ グラムを電気通信回線を通じて提供しようとするとき。
- イ. 管理医療機器の製造業者がその製造した管理医療機器を管理医療機器の製造販売業者 又は製造業者に、販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与

の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供しようとするとき。

(注:ア及びイの規定は自社製品が対象であり、他社製品については販売等不可)

- 2 動物用管理医療機器販売・貸与業の届出をしている営業所は、動物用一般医療機器も併せて取り扱うことができます。
- 3 動物用管理医療機器販売・貸与業の届出の特例 (施行令49条)

薬局、動物用医薬品販売業の店舗(特例店舗販売業を除く。)若しくは営業所、動物用 高度管理医療機器等販売・貸与業の営業所又は動物用再生医療等製品販売業の営業所にお いて、動物用管理医療機器販売・貸与業を併せ行う場合は、それぞれの許可申請又は店舗 若しくは営業所の廃止、休止、再開届出及び許可関係事項変更届出を行ったときは、動物 用管理医療機器販売・貸与業に係る届出を行ったものとみなされます。

つまり、前述の業種の許可を受けている薬局、店舗及び営業所は、動物用管理医療機器 販売・貸与業に係る届出を行わなくとも動物用管理医療機器の販売業及び貸与業を行うこ とができます。

Ⅱ 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業

1 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可要件

動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けるには、次の要件(営業所の構造 設備基準、申請者の人的要件、資格のある管理者の配置等)があります。

(1) **営業所の構造設備基準**(法39条第4項、規則118条)

許可を受けようとする営業所の構造設備が、農林水産省令で定める次の基準に適合している必要があります。ただし、高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りではありません。

[省令で定める営業所の構造設備基準]

- 1. 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。
- 2. 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 3. 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

(2) 申請者の人的要件(法39条第3項第5号準用法5条第3号)

許可を受けようとする申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員(備考1参照)を含む。)が、次の事項のいずれにも該当しないことが許可要件となります。

- 1 法第75条第1項の規定により医薬品医療機器等法に基づく製造販売業、製造業、修理業、薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者(法5条第3号イ)
- 2 法第75条の2第1項の規定により医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者(法5条第3号ロ)
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、 3年を経過していない者(法5条第3号ハ)
- 4 1から3までに該当する者を除くほか、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に 関する法令で政令で定めるもの(備考2参照)又はこれに基づく処分に違反し、その違反 行為があつた日から2年を経過していない者(法5条第3号二)
- 5 麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者(法5条第3号ホ)
- 6 心身の障害により高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの(精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(規則第2条))(法5条第3号へ)

7 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者(法5条第3号ト)

備考1「薬事に関する業務に責任を有する役員」(以下、「責任役員」という。)とは

1 責任役員の定義

申請者において、各役員が分掌する業務の範囲を決定した結果、その分掌する業務の範囲に薬事に関する法令に関する業務(薬事に関する法令を遵守して行わなければならない業務)が含まれる役員が「責任役員」に該当する。

2 責任役員の範囲

- ア 合名会社にあっては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- イ 合資会社にあっては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ウ 合同会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する業務を担当する社員
- エ 株式会社 (特例有限会社を含む。) にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する業務を担当する取締役
- オ 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、理事長及び法の許可に係る業務を担当する理事
- カ その他の法人にあっては、アからオまでに準ずる者

備考2「法第5条第3号ニの政令で定める法令|(政令第2条)

- 1 大麻取締法
- 2 覚醒剤取締法
- 3 あへん法
- 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
- 5 薬剤師法
- 6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- 7 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 8 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬 及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
- 9 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
- 10 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- 11 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 12 臨床研究法

(3) 動物用高度管理医療機器等営業所管理者の配置及び資格基準 (法39条の2)

動物用高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者(以下、「販売業者等」と言う。)は、動物用高度管理医療機器等の販売又は貸与を実地に管理させるために、営業所ごとに、次の基準に該当する高度管理医療機器等営業所管理者を置かなければなりません。

なお、高度管理医療機器等営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはなりません。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではありません。

また、営業所管理者は、法令で定める管理者の義務や業務を遂行し、並びに関係法令を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければなりません(法 40 条 1 項で準用する法7条3項)。

1 高度管理医療機器等営業所管理者の基準 (規則 119条)

次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所においてその販売又は貸与を実地に管理する者については、この限りではありません。

- 1. 動物用医療機器の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した者
- 2. 都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者 (具体的には、表 II-1の2-1から2-6に該当する者のことです。)

2 高度管理医療機器等営業所管理者の資格を証する書面

動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請又は届出をする際に必要となる 営業所管理者の資格を証する書面(添付書類)は、表II-2で示す書類です。

表 II - 1 高度管理医療機器等営業所管理者及び管理医療機器営業所管理者の資格基準

No.	営業所管理者となれる者の資格		
1	動物用医療機器の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した者		
2-1	医師・歯科医師・獣圏	医師又は薬剤師の資格を有する者	
2-2	動物用医薬品薬種商販売業の許可を受けた店舗における許可申請者又は当該店舗における 適格者		
2-3	第一種(又は第二種 *)動物用医療機器 製造販売業の医療機 器等総括製造販売責 任者の資格を有する 者 *管理医療機器営業 所管理者の場合のみ	①大学・高等専門学校において物理学、化学、生物学、工学(機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。)薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者 ②高校において物理学、化学、生物学、工学(機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。)薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医薬品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者	
2-4	動物用医療機器(一 般医療機器を除 く。)製造業の医療	①大学・高等専門学校において物理学、化学、生物学、工学(機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器責任技術者の業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。) 薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者	

	機器責任技術者の資 格を有する者	②高校において物理学、化学、生物学、工学(機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器責任技術者の業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。)薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者
2-5	動物用医療機器修理 業の医療機器修理責 任技術者の資格を有 する者	動物用医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した者
	人用医療機器(一般 医療機器を除く。) 販売業・貸与業の営 業所管理者の資格を 有する者	①高度管理医療機器等(指定視力補正用レンズ等のみを除く。)の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習(以下同じ)を修了した者
		②第一種又は第二種医療機器製造販売業の医療機器等総括製造販売 責任者の資格を有する者
		③医療機器 (一般医療機器を除く。) 製造業の医療機器責任技術者の 資格を有する者
2-6		④医療機器修理業の医療機器修理責任技術者の要件を満たす者
		⑤医薬品薬種商販売業の許可を受けた店舗における許可申請者又は 当該店舗における適格者
		⑥公益財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会 が共催で実施した、医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責 任者講習」を修了した者
		⑦特定管理医療機器を取扱う営業所の管理者(動物用管理医療機器販売業・貸与業の管理医療機器営業所管理者に限る。)

注 1) 2-1 から 2-6 に該当する者は、都道府県知事が 1 に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者と認めた者です。

表 II - 2 営業所管理者の資格を証する書面

No.	営業所管理者の資格を証する書面(いずれか1種類)	
1	從事年数証明書 ^{注1))}	
2-1	医師免許証・歯科医師免許証・獣医師免許証又は薬剤師免許証の写し	
2-2	動物用医薬品薬種商販売業の許可証の写し	
2-3	①大学・高等専門学校の卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本) ②高校の成績証明書及び従事年数証明書 ^{注1)} ③第一種又は第二種動物用医療機器製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者の資格を有することを証する書面	
2-4	①大学・高等専門学校の卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本) ②高校の成績証明書及び従事年数証明書 ^{注1)} ③動物用医療機器(一般医療機器を除く。)製造業の医療機器責任技術者の資格を有することを証する書面	

2.5	①従事年数証明書注1)
2-5	②動物用医療機器修理業の医療機器修理責任技術者の資格を証する書面
	①及び②従事証明書及び基礎講習修了証 (写し)
	③~⑤それぞれの資格を有することを証する書面のいずれか1種
	⑥動物用医薬品薬種商販売業の許可証の写し
2.6	⑦講習会修了証(写し)
2-6	⑧従事年数証明書注1)
	⑨人用医療機器(一般医療機器を除く。)販売・貸与業の営業所管理者の資格を有するこ
	とを証する書面(公益財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会等の団
	体が主催する営業所管理者を対象とする講習会修了証(写し))

注 1) 従事年数証明書:動物用医療機器の販売又は貸与に関する実務に従事していたことを証する雇用主の証明書(参考様式 2,67 頁)

2 動物用高度管理医療機器等営業所管理者の義務

(法 40 条 1 項準用法 8 条)

各営業所において高度管理医療機器等の販売、授与又は貸与を実地に管理する高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる業務を行わなければなりません。

専門知識を有する高度管理医療機器等営業所管理者は、営業所従事者の監督及び教育、医療機器の購入、販売、管理、施設の維持管理等に関する当該営業所の実質的な最高責任者となる重要な立場ですので、その責任を自覚し、常に営業所の適切な運営を心掛けてください。

なお、高度管理医療機器等営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することは原則としてできません。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではありません。

(1) 営業所の従事者の監督、設備等の管理、業務に関する注意

保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医療機器その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をすること(法8条第1項)。

(2) 営業所の業務について販売業者等に対し必要な意見を述べること

保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者に対し必要な意見を書面により述べなければなりません。(法8条2項)。

なお、営業所管理者の意見については、高度管理医療機器等の販売業者等は、その意見を 尊重するとともに、法令順守のために措置を講ずる必要がある場合は、当該措置を講じ、そ の内容を記録し、保存しなければならないことが法第40条1項において準用する第9条2 項に明記されています。

(3) 高度管理医療機器等営業所管理者が行う管理業務及び遵守すべき事項

(法8条第3項、規則121条の2)

- 1 営業所の管理に関する業務 (規則121条の2第1項)
- ア. 高度管理医療機器等営業所管理者が有する権限に係る業務
- イ. 従業者の監督、その営業所の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理、 その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務
- 2 遵守すべき事項 (規則121条の2第2項)
 - ア. 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
 - イ. 高度管理医療機器等の販売業者等に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間 保存すること。

(4) 営業所の管理帳簿の記載 (規則 122 条第 2 項)

当該営業所の管理に関する事項を記録するために備えた帳簿(管理帳簿)に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

○管理帳簿の記載事項

- ① 営業所における品質確保の実施の状況
- ② 苦情処理、回収処理その他不良品の処理の状況
- ③ 営業所の従業者の教育訓練の実施の状況
- ④ その他営業所の管理に関する事項

3 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業者の遵守事項

(法40条第1項準用法9条)

(1) 管理帳簿の整備・保存 (規則 122条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を 記録するための帳簿を備え、この帳簿を、最終の記載の日から6年間保存しなければなり ません。なお、管理帳簿の記載は営業所管理者に義務付けられています。

(2) 品質の確保 (規則 123条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、適正な方法により、当該医療機器に被包の損傷その他の瑕疵がないことの確認その他の医療機器の品質の確保をしなければなりません。

(3) 苦情処理 (規則 124条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関して苦情があったときは、その苦情に係る事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じさせなければなりません。

(4) 回 収 (規則 125条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又

は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が自らの陳列、貯蔵等に起因することが明らかな場合に限り、 当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、次に掲げる業務(高度管理医療機器プログラムを電気回線を通じて提供した場合にあっては、1に掲げる業務)を行わせなければなりません。

- 1. 回収に至った原因を究明し、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 2. 回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。

(5) 教育訓練の実施 (規則 126条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しなければなりません。

(6) 中古品の販売等に係る通知 (規則 127条)

- 1. 動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された高度管理医療機器等(中古品)を他に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、あらかじめ、当該高度管理医療機器等の製造販売業者に通知(参考様式 74 頁)しなければなりません。ただし、当該使用された高度管理医療機器等が他の高度管理医療機器等の販売業者等から販売、授与又は貸与された場合であって、当該使用された高度管理医療機器等を他の高度管理医療機器等の販売業者等に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、この限りではありません。
- 2. 動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された高度管理医療機器等の品質の確保その他当該高度管理医療機器等の販売、授与又は貸与に係る注意事項について、当該高度管理医療機器等の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければなりません。

(7) 不具合等の報告 (規則 128条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、その販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければなりません。

(8) 高度管理医療機器等の譲受及び譲渡に関する記録 (規則 129条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、次に掲げる動物用高度管理医療機器等の譲 受及び譲渡に関する記録を作成・保管する必要があります。

1. 高度管理医療機器等を譲り受けたとき、及び医療機器の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者若しくは修理業者又は飼育動物診療施設の開設者に販売し、授与し、

若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に 記載しなければなりません。

- 一 譲受し、又は販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは電気通信回線を通じて提供した高度管理医療機器等の品名、一般的名称及び製造番号又は製造記号並びに数量
- 二 その高度管理医療機器等を譲受し、又は販売し、授与し、若しくは貸与し、若しく は電気通信回線を通じて提供した年月日
- 三 譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所
- 2. 1.の書面は、記載の日から3年間保存しなければなりません。
- 3. 管理医療機器又は一般医療機器を取り扱う場合にあっては、管理医療機器又は一般医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければなりません。

4 動物用高度管理医療機器等営業所管理者の意見の尊重と改善措置

(法40条1項準用法9条2項)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、法第 40 条第1項において準用する法第8条第2項の規定により述べられた高度管理医療機器等営業所管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければなりません。

参考:注)2項カッコ内は準用による読替え

(管理者の義務)

法第8条 (1項略)

- 2 薬局(営業所)の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局(営業所)の業務につき、薬局開設者(動物用高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者)に対
 - し、必要な意見を書面により述べなければならない

5 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業者の法令遵守体制

(法40条1項準用法9条の2第1項各号、規則130条)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所の管理に関する業務その他の動物用高度 管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に遂行することにより、薬事関係法令の規定の遵守 を確保するために、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- (1) 次に掲げる営業所管理者の権限を明らかにすること (規則 130 条第 1 号)
 - イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

(2) 次に掲げる体制を整備すること (規則 130 条第 2 号)

- イ 営業所の管理に関する業務その他の高度管理医療機器等の販売業者等の業務の遂行が 法令に適合することを確保するために必要な規定の作成、高度管理医療機器等の販売業者 等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従事者に対する教育訓練の実施及び評価 並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ロ 高度管理医療機器等の販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従事者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な 措置を講ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、高度管理医療機器等の販売業者等の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の高度管理医療機器等の販売業者等の業務の 適正を確保するための体制

(3) 次に掲げる措置を講ずること (規則 130 条第 3 号)

- イ 高度管理医療機器等の販売業者等の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと
- ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、(2)に規定する体制を実効的に機能させるために必要な 措置

6 営業所の休廃止等及び許可関係事項変更の届出

(法 40 条第 1 項準用法 10 条第 1 項)

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の営業所を廃止、休止したとき、又は休止した営業所を再開したとき及び営業所の構造設備や管理者等の許可関係事項を変更したときは、それぞれ30日以内に都知事に届出る必要があります(届出手続きは44,45頁参照)。

7 許可証の掲示 (規則 116 条の4)

動物用高度管理医療機器等の販売業者等は、交付された許可証を原則としてインターネットの利用等により公衆の閲覧に供さなければなりません。ただし、以下のような理由がある場合は、営業所の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

- 1. 事業者が許可証を表示するのに適切な自らのウェブページを有さない場合
- 2. 営業所への来訪者がインターネット等を利用する手段を有さない可能性がある場合

なお、前述の規定にかかわらず、許可証の書換え交付又は許可証の再交付を申請している場合は、許可証を閲覧に供する措置又は掲示をすることは要しません。

Ⅲ 動物用管理医療機器販売業・貸与業

1 動物用管理医療機器販売・貸与業の届出

(1) 届出事項(法39条の3第1項、規則120条)

動物用管理医療機器の販売業及び貸与業を行おうとする者は、あらかじめ、営業所ごとに、その所在地の都道府県知事に、次の事項を届出る必要があります。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 3 営業所の名称及び所在地
- 4 営業所の構造設備の概要(管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所を除く。)
- 5 管理医療機器営業所管理者の氏名及び住所
- 6 営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類(薬事に係る兼営事業)

備考:動物用管理医療機器販売・貸与業の届出の特例(施行令 49 条) 10 頁参照

(2) 営業所の構造設備基準 (法39条の3第2項、規則121条)

届出を行おうとする営業所は、その構造設備が農林水産省令で定める次の基準に適合している必要があります。ただし、管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りではありません。

[省令で定める営業所の構造設備基準]

- 1 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること
- 2 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること
- 3 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること

(3) 動物用管理医療機器営業所管理者の配置及び資格基準 (規則 132 条第1項)

動物用管理医療機器の販売業者等は、管理医療機器の販売、授与又は貸与を実地に管理させるために、営業所ごとに、次の各号のいずれかに該当する者(以下「管理医療機器営業所管理者」という。)を置かなければなりません。ただし、管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りではありません。

「管理医療機器営業所管理者の資格基準」

1 動物用医療機器の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した者

2 都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者 (具体的には、13~14 頁の表Ⅱ-1 の 2-1 から 2-6 に該当する者のことです。)

2 動物用管理医療機器営業所管理者の遵守事項

各営業所において管理医療機器の販売、授与又は貸与を実地に管理する管理医療機器営業 所管理者は、次に掲げる業務を行わなければなりません。

専門知識を有する管理医療機器営業所管理者は、営業所従事者の監督及び教育、医療機器の購入、販売、管理、施設の維持管理等に関する当該営業所の実質的な最高責任者となる重要な立場ですので、その責任を自覚し、常に営業所の適切な管理・運営を心掛けてください。

(1) 営業所の従事者の監督、設備等の管理、業務に関する注意 (規則 132 条第 3 項)

管理医療機器営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業 所に勤務する従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医療機器その他の物品を管理 し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。

(2) 営業所の業務について販売・貸与業者に対し必要な意見を述べること

(規則 132 条第 4 項、第 6 項)

管理医療機器営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業 所の業務につき、管理医療機器の販売業者等に対し必要な意見を書面により述べなければ なりません。この意見を記載した書面の写しは3年間保存しなければなりません。

なお、営業所管理者の意見については、管理医療機器の販売業者等は、その意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならないものとされています(規則第132条第7項)。

(3) 営業所の適正管理 (規則 132 条第 5 項)

管理医療機器営業所管理者は、営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通 し、公正かつ適正に当該業務をおこなわなければなりません。

(4) 営業所の管理帳簿の記載、確認及び管理

(規則 134 条第 1 項準用規則 122 条 2 項)

管理医療機器営業所管理者は、営業所の管理に関する事項を記録するために備えられた 帳簿(管理帳簿)に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。営業所管理者は、そ の記載事項を基に営業所内の管理状況の確認を行ってください。

○管理帳簿の記載事項

- ① 営業所における品質確保の実施状況
- ② 苦情処理、回収処理その他不良品の処理状況

- ③ 営業所の従業者の教育訓練の実施状況
- ④ その他営業所の管理に関する事項

3 動物用管理医療機器販売・貸与業者の遵守事項

(法40条第2項準用法9条)

(1) 管理帳簿の整備・保存 (規則 134条第1項準用規則 122条1項、3項)

動物用管理医療機器の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備え、この帳簿を、最終の記載の日から6年間保存しなければなりません。

(2) 品質の確保 (規則 134条第1項準用規則 123条)

動物用管理医療機器の販売業者等は、適正な方法により、取り扱う医療機器に被包の損傷その他の瑕疵がないことの確認その他の医療機器の品質の確保をしなければなりません。

(3) 苦情処理 (規則 134 条第 1 項準用規則 124 条)

動物用管理医療機器の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関して苦情があったときは、その苦情に係る事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該営業所の管理医療機器営業所管理者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じさせなければなりません。

(4) 回 収 (規則 134 条第 1 項準用規則 125 条)

動物用管理医療機器の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が自らの陳列、貯蔵等に起因することが明らかな場合に限り、当該営業所の管理医療機器営業所管理者に、次に掲げる業務(管理医療機器プログラムを電気回線を通じて提供した場合にあっては、第一号に掲げる業務)を行わせなければなりません。

- 一 回収に至った原因を究明し、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合に は、所要の措置を講ずること。
- 二 回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。
- (5) 教育訓練 (規則 134 条第 1 項準用規則 126 条)

動物用管理医療機器の販売業者等は、営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しなければなりません。

(6) 中古品の販売等 (規則 134条第1項準用規則 127条)

- 1 動物用管理医療機器の販売業者等は、使用された管理医療機器(中古品)を他に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、あらかじめ、当該管理医療機器の製造販売業者に通知(参考様式74頁)しなければなりません。ただし、当該使用された管理医療機器が他の管理医療機器の販売業者等から販売、授与又は貸与された場合であって、当該使用された管理医療機器を他の管理医療機器の販売業者等に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、この限りではありません。
- 2 動物用管理医療機器の販売業者等は、使用された管理医療機器の品質の確保その他当該 管理医療機器の販売、授与又は貸与に係る注意事項について、当該管理医療機器の製造販 売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければなりません。

(7) 不具合等の報告 (規則 134条第2項準用規則 128条)

動物用管理医療機器の販売業者等は、その販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければなりません。

(8) 管理者の意見の尊重 (規則 132 条第 7 項)

動物用管理医療機器の販売業者等は、規則 132 条第 4 項の規定により述べられた管理医療機器営業所管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは。当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては。その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければなりません。

(9) 医療機器の譲受及び譲渡に関する記録 (規則 132条第2項)

動物用管理医療機器の販売業者等は、医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成し、 保存(最終の記載日から3年間)するよう努めなければなりません(努力義務)。

譲受・譲渡に関する記録の記載事項

- 1 医療機器の品名、一般的名称、製造番号又は記号、数量
- 2 譲受又は販売、授与、貸与等した年月日
- 3 譲受人又は譲渡人の氏名(名称)及び住所

4 動物用管理医療機器販売・貸与業者の法令遵守体制

(法40条2項準用法9条の2第1項各号、規則132条の2)

動物用管理医療機器の販売業者等は、営業所の管理に関する業務その他の動物用管理医療機器の販売業者等の業務を適正に遂行することにより、薬事関係法令の規定の遵守を確保するために、次に掲げる措置を講じなければなりません。

(1) 次に掲げる管理医療機器営業所管理者の権限を明らかにすること

- イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
- ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

(2) 次に掲げる体制を整備すること (規則 132条の 2第 2号)

- イ 営業所の管理に関する業務その他の管理医療機器の販売業者等の業務の遂行が法令に 適合することを確保するために必要な規定の作成、管理医療機器の販売業者等の薬事に関 する業務に責任を有する役員及び従事者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の 遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ロ 管理医療機器の販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従事者の業務 を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適性を確保するために必要な措置を講 ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、管理医療機器の販売業者等の業務の適正を確保するため に必要な人員の確保及び配置その他の管理医療機器の販売業者等の業務の適正を確保す るための体制
- (3) 次に掲げる措置を講ずること (規則 132条の2第3号)
 - イ 管理医療機器の販売業者等の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、(2)に規定する体制を実効的に機能させるために必要な 措置

5 営業所の休廃止等及び届出関係事項変更の届出

(法40条第2項準用法10条第1項)

動物用管理医療機器販売業又は貸与業の営業所を廃止、休止したとき、又は休止した営業所を再開したとき及び営業所の構造設備や管理者等の届出関係事項を変更したときは、それぞれ30日以内に都知事に届出る必要があります(届出手続きは49頁参照)。

Ⅳ 動物用一般医療機器販売・貸与業

1 動物用一般医療機器販売・貸与業者の遵守事項

(法40条第3項準用法9条第1項)

(1) 管理帳簿の整備・保存 (規則 134条第2項準用規則 122条)

動物用一般医療機器の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

なお、この帳簿を、最終の記載の日から6年間保存しなければなりません。

○管理帳簿の記載事項

- ① 営業所における品質確保の実施の状況
- ② 苦情処理、回収処理その他不良品の処理の状況
- ③ 営業所の従業者の教育訓練の実施の状況
- ④ その他営業所の管理に関する事項
- (2) 品質の確保 (規則 134条第2項準用規則 123条)

動物用一般医療機器の販売業者等は、適正な方法により、取り扱う医療機器に被包の損傷その他の瑕疵がないことの確認その他の医療機器の品質の確保をしなければなりません。

(3) 苦情処理 (規則 134 条第 2 項準用規則 124 条)

動物用一般医療機器の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関して苦情があったときは、その苦情に係る事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、従業者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じさせなければなりません。

(4) 回 収 (規則 134条第2項準用規則 125条)

動物用一般医療機器の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が自らの陳列、貯蔵等に起因することが明らかな場合に限り、当該営業所の従業者に、次に掲げる業務(一般医療機器プログラムを電気回線を通じて提供した場合にあっては、1に掲げる業務)を行わせなければなりません。

- 1 回収に至った原因を究明し、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 2 回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。
- (5) 教育訓練 (規則 134 条第 2 項準用規則 126 条)

動物用一般医療機器の販売業者等は、営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しなければなりません。

(6) 中古品の販売等 (規則 134条第2項準用規則 127条)

- 1 動物用一般医療機器の販売業者等は、使用された一般医療機器(中古品)を他に販売 し、授与し、又は貸与しようとするときは、あらかじめ、当該一般医療機器の製造販売業 者に通知しなければなりません。ただし、当該使用された一般医療機器が他の一般医療機 器の販売業者等から販売、授与又は貸与された場合であって、当該使用された一般医療機 器を他の一般医療機器の販売業者等に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、こ の限りではありません。
- 2 動物用一般医療機器の販売業者等は、使用された一般医療機器の品質の確保その他当該 一般医療機器の販売、授与又は貸与に係る注意事項について、当該一般医療機器の製造販 売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければなりません。

(7) 不具合等の報告 (規則 134条第2項準用規則 128条)

動物用一般医療機器の販売業者等は、その販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければなりません。

(8) 医療機器の譲受及び譲渡に関する記録 (規則 134 条第 2 項準用規則 132 条第 2 項)

動物用一般医療機器の販売業者等は、医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成し、 保存(最終の記載日から3年間)するよう努めなければなりません(努力義務)。

譲受・譲渡に関する記録の記載事項

- 1 医療機器の品名、一般的名称、製造番号又は記号、数量
- 2 譲受又は販売、授与、貸与等した年月日
- 3 譲受人又は譲渡人の氏名(名称)及び住所

V 動物用医療機器の取扱い

1 直接の容器等の記載事項

(1) 直接の容器等の記載事項 (法63条、規則183条の7)

医療機器は、その医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に、次に掲げる事項が 邦文で、かつ、明瞭に記載されていなければならないと定められています。ただし、規則第 183条で記載事項の特例が定められている動物用医療機器にあっては、この限りではありません。

動物用医療機器の販売業者及び貸与業者並びに営業所管理者にあっては、日頃から当該営業所で取り扱う動物用医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包の記載事項を確認し、適正な記載事項であることを確認のうえ販売、貸与等を行ってください。

- 1 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
- 2 名称
- 3 製造番号又は製造記号
- 4 農林水産大臣の指定する医療機器 (動物用医療機器は該当品目なし) にあっては、重量、 容量又は個数等の内容量
- 5 第41条第3項の規定によりその基準が定められた医療機器にあっては、その基準においてその医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に記載するように定められた 事項
- 6 第 42 条第 2 項の規定によりその基準が定められた医療機器にあっては、その基準においてその医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に記載するように定められた 事項
- 7 農林水産大臣の指定する医療機器(動物用医療機器は該当品目なし)にあっては、その 使用の期限
- 8 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める次の事項 (規則 182条)
- ① 「動物用」の文字
- ② 高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の別
- ③ 専ら他の医療機器の製造の用に供されることを目的として医療機器の製造販売業者 又は製造業者に販売し、又は授与される医療機器(以下「製造専用医療機器」という。) にあっては、「製造用」の文字
- ④ 法第23条の2の17の規定による承認を受けた医療機器にあっては、外国製造医療機器等特例承認取得者等の氏名等

- ⑤ 特定保守管理医療機器にあっては、その旨(動物用医療機器は該当品目なし)
- ⑥ 単回使用の医療機器 (一回限りの使用で使い捨てる医療機器をいう。) にあっては、その旨

(2) 医療機器の直接の容器等の記載事項の特例 (規則 183条、別表第5)

1 規則別表第5に掲げる医療機器については、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表V-1の左欄に掲げる法の規定によって定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の右欄に掲げる事項の記載をもって代えることができます。

規則別表第5 (第183条関係)	摘要
 一 令別表第 1 機械器具の項第 14 号、第 15 号、第 25 号のうち歯鏡、第 30 号、第 34 号から第 46 号まで、第 49 号、第 50 号、第 52 号から第 54 号まで、第 62 号から第 68 号まで、第 71 号及び第 72 号並びに同表医療用品の項第 4 号及び第 5 号に掲げる医療機器に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの 	
*** *********************************	直接の容器等の記載事項の特例の対象となる医療機器

第65号 歯科用充填器

第66号 歯科用練成器

第67号 歯科用防湿器

第68号 印象採得又は咬合採得用器具

第71号 視力補正用眼鏡

第72号 視力補正用レンズ

医療用品

第4号 整形用品

第5号 副木

二 悪癖矯正用器具

三 搾子

四 受精卵移植用器具

五 人工授精用器具

六 製品蹄 鉄及び蹄釘

七 投薬器

八 乳房送風器

九 標識用器具

十 保定用器具

表 V-1 医療機器の直接の容器等の記載事項の特例(1)

法の規定	記載事項	代替えできる記載方法
法第 63 条第 1項第1号	製造販売業者の氏名 又は名称及び住所	製造販売業者の略名、商標法によって登録された商標又は略号(当該医療機器の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。)
法第 63 条第 1項第8号	外国製造医療機器等 特例承認取得者等の 氏名又は名称及びそ の所在地の国名	外国製造医療機器等特例承認取得者の略名、商標法によって登録された商標又は略号(当該医療機器の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。)

2 その直接の容器又は直接の被包の面積が著しく狭いため又はその形状のため規則 182 条 第1項各号に掲げる事項が明瞭に記載することができない医療機器については、その直接 の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表V-2の左欄に掲げる法の規定によ って定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医療機器の外部の容器 又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる事項の記載をも って代えることができます。

表 V-2 医療機器の直接の容器等の記載事項の特例(2)

法の規定	記載事項	代えることができる記載方法
法第 63 条第	高度管理医療機器、管理	高度管理医療機器にあっては「高度」、管理医療
1項第8号	医療機器又は一般医療	機器にあっては「管理」、一般医療機器にあって
	機器の別	は「一般」の文字
	特定保守管理医療機器	「特管」の文字
	にあっては、その旨	

- 3 製造専用医療機器について法第 63 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合においては、同 号中「製造販売業者」とあるのは、「製造業者」とします。
- 4 医療機器プログラムであって、電気通信回線を通じて提供されるものについては、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項の記載は、当該医療機器プログラムが使用される間その使用者その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法を執ることをもってこれに代えることができます。
- 5 その構造及び性状により法第 63 条第 2 項に規定する事項を記載することが著しく困難である特定保守管理医療機器については、当該事項の記載は、当該特定保守管理医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法を執ることをもってこれに代えることができます。(注:動物用医療機器は該当品目なし)
- (3) 容器等への符号の記載 (法63条の2、68条の2、規則183条の2)

高度管理医療機器には、その容器又は被包に、当該医療機器に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、製造販売業者は注意事項等情報(添付文書等記載事項と同じ)について動物用医薬品検査所のホームページ又は同ホームページ及び製造販売業者のホームページに公表しています。そのホームページを閲覧するための二次元コードが容器又は被包若しくは添付文書に記載されています。

2 添付文書等の記載事項

(1) 添付文書等の記載事項 (法63条の2第2項、規則183条の3、183条の7)

高度管理医療機器以外の医療機器は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包(以下「添付文書等」という。)に、当該医療機器に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、次に掲げる事項(以下「添付文書等記載事項」という。)が邦文で、かつ、明瞭に記載されていなければなりません。ただし、農林水産省令で別段の定めをしたときは、この限りではありません。

1 使用方法その他使用及び取扱い上の必要な注意

- 2 農林水産大臣の指定する医療機器 (第 183 条の 6 の第 1 項、規則別表第 6) にあっては、 その保守点検に関する事項
- 3 法第 41 条第 2 項の規定によりその基準が定められた医療機器にあっては、その基準に おいて当該医療機器の品質、有効性及び安全性に関連する事項として記載するように定め られた事項
- 4 法第 42 条第 2 項の規定によりその基準が定められた医療機器にあっては、その基準に おいて当該医療機器の品質、有効性及び安全性に関連する事項として記載するように定め られた事項
- 5 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令(規則第183条の6第2項)で定める次の事項
 - 一 「動物用」の文字
 - 二 特定保守管理医療機器にあっては、保守点検に関する事項

規則別表第6(第 183 条の6関係)	摘要
一 麻酔器並びに麻酔用呼吸囊及びガス吸収かんのうち、麻酔器	添付文書等記
二 呼吸補助器(電動式のものに限る。)	載事項に、保
三 内臓機能代用器のうち、次に掲げるもの	守点検に関す
(1) 人工腎臓装置	る事項の記載
(2) 人工心肺装置	を要する医療
(3) ペースメーカ	機器
四 保育器のうち、閉鎖循環式保育器	
五 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	
(エックス線を照射する機能を有するものに限る。)	
六 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	
(1) 超音波画像診断装置	
(2) 超音波治療器	
(3) 鍼電極低周波治療器	
七 内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの	
(1) MR装置	
(2) 心音計	
(3) 心電計	
八 電気手術器	
九 医薬品注入器(電動式のものに限る。)	
十 妊娠診断用器具(電動式のものに限る。)	

(2) 添付文書等の記載事項の提供 (法 63条の 2 第 2 項ただし書き、規則 183条の 4)

医療機器(製造専用医療機器を除く。以下この項において同じ。)の製造販売業者若しく は製造業者、販売業者又は貸与業者が、医療機器を医療機器の製造販売業者若しくは製造業 者、販売業者若しくは貸与業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは 飼育動物診療施設の開設者(「医薬関係者等」という。)に販売し、貸与し、若しくは授与 し、又は医療機器プログラムをこれらの者に電気通信回線を通じて提供する場合において、 その販売し、貸与し、若しくは授与し、又は電気通信回線を通じて提供する時に、添付文書 等に法 63 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項(以下「二項医療機器注意事項等情報」という。) を、動物医薬品検査所のホームページ又は同所のホームページ及び当該医療機器の製造販売 業者のホームページにおいて掲載する方法により提供しているときは、添付文書等に二項医 療機器注意事項等情報が記載されていることを要しない。

[ホームページによる二項医療機器注意事項等情報を提供する場合の遵守事項]

(規則 183 条の4第2項)

- 1 添付文書等に二項医療機器注意事項等情報が掲載されているホームページの閲覧その他 情報通信の技術を利用した二項医療機器注意事項等情報の入手方法を記載すること。
- 2 当該医療機器を取り扱う医薬関係者等から二項医療機器注意事項等情報が記載された文書の提供を求められた場合に、速やかに提供を行うこと。
- 3 二項医療機器注意事項等情報の変更を行った場合は、医薬関係者等にその旨を速やかに 伝達すること。

(3) 医療機器プログラムの添付文書等記載事項の特例 (規則 183条の9)

医療機器プログラムについては、二項医療機器注意事項等情報の記載は、当該医療機器プログラムが使用される間その使用者その他の関係者が当該二項医療機器注意事項等情報を適切に把握できる方法を執ることをもってこれに代えることができます。

3 販売、製造等の禁止 (法65条)

次の各号のいずれかに該当する動物用医療機器は、販売し、貸与し、授与し、若しくは 販売、貸与若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列し、又は医療機 器プログラムにあっては電気通信回線を通じて提供することが禁止されています。

取扱う医療機器の販売等に当たっては、これらの事項に該当しないことを確認のうえ、 販売等に供してください。

この規定に違反した者は、罰則(三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する(法第84条第21号。))を受けることがあります。

- 1 法第 41 条第 3 項の規定によりその基準が定められた動物用医療機器であって、その性状、品質又は性能がその基準に適合しないもの
- 2 法第23条の2の5又は第23条の2の17の農林水産大臣の承認を受けた動物用医療機器又は第23条の2の23の認証を受けた医療機器であって、その性状、品質又は性能がその承認又は認証の内容と異なるもの(第23条の2の5第16項(第23条の2の17第5項において準用する場合を含む。)又は第23条の2の23第8項の規定に違反していないものを除く。)

- 3 法第 42 条第 2 項の規定によりその基準が定められた動物用医療機器であって、その 基準に適合しないもの
- 4 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている動物 用医療機器
- 5 異物が混入し、又は付着している動物用医療機器
- 6 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれ がある動物用医療機器
- 7 その使用によって保健衛生上の危険を生ずるおそれがある動物用医療機器

参考: 注)読替規定を適用して記載(例 厚生労働大臣⇒農林水産大臣)

(日本薬局方等)

法第41条(第1~2項略)

3 農林水産大臣は、医療機器、再生医療等製品又は体外診断用医薬品の性状、品質及び性能の適正を図るため、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、必要な基準を設けることができる。

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認)

法第23条の2の5 医療機器(一般医療機器並びに第二十三条の二の二十三第一項の規定により指定する高度管理医療機器及び管理医療機器を除く。)又は体外診断用医薬品(農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品を除く。)又は体外診断用医薬品(農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品及び同項の規定により指定する体外診断用医薬品及び同項の規定により指定する体外診断用医薬品を除く。)の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(第2項~以下略)

(外国製造医療機器等の製造販売の承認)

法第 23 条の2の17 農林水産大臣は、第二十三条の二の五第一項に規定する医療機器又は体外診断用 医薬品であつて本邦に輸出されるものにつき、外国においてその製造等をする者から申請があつたと きは、品目ごとに、その者が第三項の規定により選任した医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売 業者に製造販売をさせることについての承認を与えることができる。

(第2項~以下略)

(指定高度管理医療機器等の製造販売の認証)

法第 23 条の 2 の 23 農林水産大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器、管理医療機器又は体外診断用医薬品(以下「指定高度管理医療機器等」という。)の製造販売をしようとする者又は外国において本邦に輸出される指定高度管理医療機器等の製造等をする者(以下「外国指定高度管理医療機器製造等事業者」という。)であつて第二十三条の三第一項の規定により選任した製造販売業者に指定高度管理医療機器等の製造販売をさせようとするものは、農林水産省令で定めるところにより、品目ごとにその製造販売についての農林水産大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)の認証を受けなければならない。

(第2項~以下略)

(医薬品等の基準)

法第42条(第1項略)

2 農林水産大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、医薬部外品、化粧品又は 医療機器について、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その性状、品質、性能等に関し、必要な基 準を設けることができる。

4 動物用医療機器等の広告

(1) 誇大広告等の禁止 (法66条)

医療機器等の広告等については、医薬品医療機器法第 66 条において次のとおり何人も 誇大広告等を行ってはならない旨、厳しく規制されています。

この規定に違反した者は、罰則 (二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。(法第85条第4号)) 規定が適用されます。

- 1 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。
- 2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。
- 3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に関して堕胎 を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

(2) 承認前の医療機器等の広告の禁止 (法68条)

1 何人も、医薬品医療機器等法に基づく、農林水産大臣(厚生労働大臣)の製造販売 の承認又は認証を受けていない医療機器について、その名称、製造方法、効能、効果 又は性能に関する広告をすることは禁止されています。なお、人用の医療機器を農林 水産大臣の承認を受けずに動物用としても使用できる等と広告することも禁止され ています。

この規定に違反した者は、罰則(二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(法第85条第5号)。)規定が適用されます。

(3) 動物用医療機器の広告方法

1 既承認の動物用医療機器の展示広告

展示会等において、既承認の動物用医療機器の展示広告等を行うことは差し支えありません。ただし、(1)の誇大広告等の禁止(法 66 条)の規定に抵触しないようにすることは言うまでもありません。

2 未承認の動物用医療機器の展示広告

未承認の動物用管理医療機器又は高度管理医療機器についても、その概要を知らせる上から、外観、システム、使用方法等に関し展示して説明する必要がある場合があります。このような場合等を考慮して、未承認の動物用医療機器であっても一定の範囲内で展示広告が認められています。

具体的には、表V-3に示す「未承認動物用医療機器の展示に関するガイドライン」の趣旨に沿った範囲内に限り認められています。

(4) 動物用医療機器の広告表現

動物用医療機器の広告表現については、別記(37頁)の「動物用医薬品等広告適正化基準」に従い、適正な広告表現の範囲内で行うよう常に注意してください。

なお、医療機器の広告等については、医薬品医療機器等法のみでなく、製品の特性に 応じて景品表示法等、その他の関係法令に基づく表示や広告規制についても遵守する 必要がありますのでご注意願います。

表 V-3 未承認動物用医療機器の展示に関するガイドライン

		が 版品の 股小に 関する ガイ	
展示会の種類	関係分野の専門家を対象と し、学術研究の向上、発展を 目的とするもの	一般人を対象とし、科学技 術又は産業の振興を目的と するもの	一般人を対象とし、動物用 医療機器のデザイン等(名 称、製造方法、効能又は効果 及び性能を除く。)に関 する情報提供を目的とする もの
主催者・後援等	関係分野の科学者により構成され、学術研究の向上、発展を図ることを目的とする公的学会等が主催するものであること。ただし、特定企業が深く関係するとみられる私的な研究会等はこれに含まれない。 (例)・日本学術会議協力学術研究団体	公的機関の主催又は後援するものであること。 (例)・国、地方公共団体、 外国政府、州政府、大使 館、特殊法人	次のいずれかであること。 ①公的機関の主催又は後援するもの (例)・国、地方公共団体、外国政府、州政府、大使館、特殊法人 ②公益団体が主催するもの (例)・一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般社団法人、人公益社団法人、
展示責任者	研究発表者又は学会である こと。	展示会主催者であること。	同左
展示場所	学会研究発表会場又は学会 が指定した展示会場内であ ること。	主催者が指定した展示会場 内であること。	同左
展示方法	①未承認品であり、販売、授 与できない目をを明示すること。 ②製造方法、効能、効果又は性能の容観的に行われた実 性能に関するに行われた実験のデータ外は行われた実験のデー以外は行われた。 ③関係資わないこと。 ③関係行わないに既にので発表論文がに、研究発表論文が、に、既にの限りで、以外には、の限が、は、に、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	①同左 ②予定される販売名は標ぼうしないこと。ただし、輸入品について製造時に動物用医療機器本体に輸入先国の言語で記載されている場合は、この限りでない。 ③左記②に同じ。 ④関係資料等の配布は原則としてし、主催者が、特定企業、特定品に限定せがのない。 ただ、特定品に限定せがのな解説書についは、この限りでない。	①予定される販売名、製造に関連には、 対能効果及行わな標でののいででででは、 関するだし、販売名のいでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
展示後の措置	原則として販売、授与せず、 廃棄、返送等の適切な措置 をとること。ただし、一定の 手続きを行った上での治療 での使用等承認申請目的へ の転用、承認取得が近々予 定されている場合の倉庫で の保管等は、この限りでな い。	同左	同左

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について(平成 12 年 3 月 31 日付 12 畜 A 第 728 号農林水産省畜産局長通知、最終改正:令和 3 年 8 月 1 日付け 3 消安第 2534 号) 別添 2

動物用医薬品等広告適正化基準

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について (平成 12 年 3 月 31 日付 12 畜 A 第 728 号農林水産省畜産局長通知、最終改正:令和 3 年 8 月 1 日付け 3 消 安第 2534 号) 別添 3

第1目的

この基準は、動物用医薬品等の広告が、虚偽又は誇大にわたらないようにするとともに、そ の適正をはかることを目的とする。

第2 広告の範囲

- 1 動物用医薬品又は動物用医薬部外品の名称、成分分量、製造方法、用法、用量、効能又は効果の広告については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (以下「法」という。)第14条第1項又は第23条の2の5第1項の規定により承認を受けた範囲を超えないものとする。
- 2 動物用医療機器の名称、原料材料、製造方法、使用方法、性能又は効果の広告については、 法第23条の2の5第1項の規定により承認を受けた範囲を超えないものとする。
- 3 動物用再生医療等製品の名称、構造、構成細胞、導入遺伝子、製造方法、用法、用量、使用方法、性能、効能又は効果の広告については、法第23条の25第1項の規定により承認を受けた範囲を超えないものとする。

第3 広告の表現の制限

- 1 広告は、明瞭でかつ平易な表現で行うものとする。
- 2 最大級の表現又はこれに類する表現は行わないものとする。
- 3 法第14条により承認を受けた事項の内容を誤認させ、若しくは誤認させるおそれのある表現 並びに性能、効能又は効果を保証する表現は行わないものとする。
- 4 副作用又は不具合を生じやすい動物用医薬品又は再生医療等製品については、不当に安全性 を誇張するおそれのある表現は行わないものとする。
- 5 他社製品をひぼうし、若しくはひぼうするおそれのある表現は行わないものとする。
- 6 広告に文献を引用する場合は、その文献に記載された事実を正確に表現して行うものとする。
- 7 法第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第49条第1項の規定により農林水産大臣の指定する動物用医薬品(以下「要指示医薬品」という。)については、獣医師等の処方箋 又は指示により使用すべき旨、また注射剤、注入剤等であって獣医師等の指導により使用する ことが望ましいものにあってはその旨説明するものとする。
- 8 要指示医薬品については、獣医師から処方箋の交付又は指示を受けていない不特定多数の者 に対し広告を行わないものとする。
- 9 動物用医薬品等を使用する公の機関、学校、団体、診療所、個人等が当該動物用医薬品等を 指定し、公認・推せんし、又は運用している等の表現は行わないものとする。

第4 懸賞、賞品等による広告の制限

- 1 動物用医薬品等の乱売を助長し、又は助長するおそれのあると認められる懸賞又は賞品付き 広告は行わないものとする。
- 2 賞品又は景品に動物用医薬品等をもってあてる広告は行わないものとする。

5 動物用医療機器の安全対策

(1) 情報の提供等 (法68条の2の6)

- 1 医療機器卸売販売業等(医療機器販売・貸与業者のうち、薬局開設者、医療機器製造販売業者、医療機器販売・貸与業者、病院、診療所、飼育動物診療施設開設者に対し、業として医療機器を販売、授与するもの又は薬局開設者、病院、診療所、飼育動物診療施設開設者に対し、業として医療機器を貸与するものをいう。)は、医療機器の有効性及び安全性に関する事項その他医療機器の適正な使用のために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、薬局開設者、病院、診療所、飼育動物診療施設開設者、医療機器の販売・貸与業者、修理業者、獣医師その他医薬関係者に対し、これを提供するよう努めなければなりません。
- 2 医療機器販売業者は、医療機器製造販売業者、医療機器卸売販売業者等が行う医療機器の適正な使用のために必要な情報の収集に協力するよう努めなければなりません。
- 3 医療機器を取り扱う関係者は医療機器の適正な使用を確保するため、相互の密接な連携の下に1により提供される情報の活用、その他必要な情報の収集、検討及び利用を行うことに努めなければなりません。

(2) 製造販売業者等が行う危害の防止措置への協力 (法68条の9第2項)

動物用医療機器の製造販売業者等が、その製造販売した医療機器の使用によって保健衛生上の危害が発生し、又は拡大する恐れがあることを知ったときは、これを防止するために廃棄、回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じなければなりません。

このような場合、医療機器販売業者及び貸与業者は、製造販売業者等が行う回収等の 必要な措置の実施に協力するよう努めなければなりません。

(3) 副作用等の報告 (法68条の10第2項)

医薬関係者は、動物用医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、傷害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる 感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生防止又は拡 大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を農林水産大臣に報告しなければ なりません。

なお、副作用報告は農林水産省動物医薬品検査所のホームページ(下記 URL)から報告することができます。

https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html

VI 許可申請·届出等の手続き

1 申請・届出等の受付窓口・お問い合わせ先

東京都産業労働局農林水産部食料安全課動物薬事衛生担当

所在地: 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎21階(南)

電 話: 03-5320-4845 (直通)

受付時間: 月曜日から金曜日

午前9時から午前12まで 午後1時から午後5時まで

(休祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く。)

午前12時から午後1時までは、昼休みのため受付できませんのでご了承願います。

受付窓口案内図



交 通:

JR・京王線・小田急線 新宿駅西口下車、徒歩 15分 西武新宿線 西武新宿駅下車、徒歩 20分 都営地下鉄新宿線 新宿駅下車、徒歩 15分、大江戸線都庁前駅下車、徒歩 5分 地下鉄丸の内線 西新宿駅下車、徒歩 15分、新宿駅下車、徒歩 15分

2 手数料・標準処理期間

動物用医療機器の販売業及び貸与業関係の手続きに要する手数料及び標準処理期間(申請書を受付けてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいいます。)は、表VI-1のとおりです。

なお、申請書類を受付けたときは、遅延なく審査を開始しますが、書類等に不備がある場合は相当の期間を定めて申請の補正を求めることとなります。また、許可及び許可更新申請の場合は、原則として営業所の現地調査を薬事監視員が行います。申請者と調査日の日程調整を行ったうえ調査にお伺いしますので必ずしも標準処理期間内に手続きが完了しない場合があることをあらかじめご了承願います。

各種届出にあっては、届出書の記載事項に不備がないことや、届出書に必要な書類が添付されていることなど形式上の要件が整っていれば、書類を提出することによって、届出が完了します。

表VI-1 動物用医療機器の販売業及び貸与業関係手続に要する手数料及び 標準事務処理期間

区 分	手数料	標準処理期間	摘 要
動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業関係			
許可申請	34,100 円	10 日	
許可更新申請	12,400 円	5 日	
許可証再交付申請	3,400 円	5 日	
許可証書換え交付申請	2,400 円	5 日	
営業所廃止(休止・再開)届出	_		
許可関係事項変更届出	_	(日山事 桑田	
動物用管理医療機器販売業・貸与業関係		(届出書受理 をもって完了)	
動物用管理医療機器販売業・貸与業届出	_		
営業所廃止(休止・再開)届出	_		
届出関係事項変更届出	_		

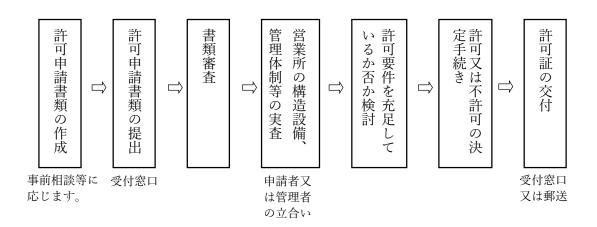
3 動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業関係の手続き

(1) 動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請

(法39条第1項、規則116条)

高度管理医療機器の販売業又は貸与業(販売業及び貸与業をあわせ行う場合を含む。) を行おうとする者は、業務を行う営業所ごとに、定められた許可申請書に、次に掲げる 必要書類を添付して都知事に提出し、許可を受けることが必要です。

図VI-1 許可申請から許可までの手続きの流れ



1 許可申請の必要書類

区分	書 類 名 等	様式等	摘要
申請書	・動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請書	第五十三号	55 頁 参照
	・営業所の構造設備の概要を説明する図面等 ①最寄り駅から営業所までの案内図 ②営業所の平面図(実寸及び医療機器の保管場所等主な構造設備の設置場所を明記した図面) ③医療機器の保管設備の概要その他参考となる図面等 注)高度管理医療機器プログラムのみ取り扱う場合は②,③は不要	参考様式 4 参考様式 5 参考様式 4	69頁 70頁 参照
	・登記事項証明書(申請者が法人の場合のみ必要、最新のもの)	法務局交付	
添付書類	・役員の業務分掌表又は組織図等	参考様式1	66 頁 参照
E/%	・高度管理医療機器等営業所管理者の資格を証する書類 (表 II - 1 営業所管理者の資格基準を参照) 注)高度管理医療機器プログラムのみ取り扱う営業所の管理者の 場合は不要	表 II - 2 の書面	14 頁 参照
	・申請者と高度管理医療機器等営業所管理者との関係を証する書類(雇用証書) 注)申請者自身が営業所管理者となる場合は不要。その場合は、許可申請書の 7. 参考事項欄にその旨を記載してください。	参考様式 3	68頁参照

	記載例:「申請者自身が営業所管理者となることから、 雇用証書の添付を省略する。」
手数料	34,100 円
提出部数	各1部(別途、本人控えを保管願います。)
備考	許可証の交付は受付窓口で行いますが、郵送を希望される場合は事前に簡易書留料+送料分の郵券を貼付した返信用封筒(A4判用紙が入る大きさ)又はレターパックプラスを提出してください。

2 添付書類の省略を行うことができる場合 (規則 116 条第 2 項)

申請者が医薬品医療機器等法の規定に基づく許可等の申請(申請中を含む。)又は届 出を、既に東京都知事に行っている場合であって、同一内容を記載した次の書類が提出 されている場合は、当該書類の添付を省略できます。

添付書類の省略を行う場合は、申請書(届出書)の参考事項欄に次の事項を記載してください(注:記載がない場合は省略できません。)。

ア. 省略する書類の名称

イ. 省略する書類と同一内容の書類を添付して別途提出されている申請(届出)書の 種類及び当該申請(届出)の年月日及び産業労働局農林水産部食料安全課以外の東 京都の機関に提出した場合は、提出先機関名

表VI-2 省略を行うことができる添付書類(注:省略できない場合も有り)

- · 登記事項証明書
- ・役員の業務分掌表又は組織規程(図)
- ・高度管理医療機器等営業所管理者の資格を証する書類
- ・申請者と高度管理医療機器等営業所管理者との関係を証する書類(雇用証書)
 - 注) 勤務内容、勤務場所等が変更となる場合は省略不可

3 押印の省略

「押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令 (令和2年農林水産省令第83号)」において薬機法関係の申請。届出に係る関係書類 については押印および署名の省略が可能となりました。

(2) 許可更新申請 (法39条6項、規則116条の2)

動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の期間は6年間です。許可期限を1日でも過ぎると失効し、新たに許可申請をしなければなりませんのでご注意ください。 許可更新申請の手続きは、許可期限の1ヶ月前から受け付けていますのでなるべく早めに更新申請手続きを行ってください。

なお、休止中の営業所であっても許可更新申請手続きは必要となります。

また、許可更新申請手続きは、提出する添付書類は簡素化されていますが、原則として 営業所の管理体制、構造設備等の確認のため薬事監視員による営業所の実査を行います ので備えておかなければならない帳簿等を直ぐに提示できるようにしておいてください。

1 許可更新申請の必要書類

区分	書類名等	様式等	摘要
申請書	・動物用高度管理医療機器等販売・貸与業 許可更新申請書	第五十四号	57 頁 参照
添付書類	・現在の許可証		
手数料	12,400 円		
提出部数	各1部 (別途、本人控えを保管願います。)		
備考	許可証の交付は受付窓口で行いますが、郵送を希望される場合は事前に簡易書留料+送料分の郵券を貼付した返信用封筒(A4判用紙が入る大きさ) 又はレターパックプラスを提出してください。		

(3) 許可証の書換え交付申請 (施行令45条、規則116条の5)

許可証の記載事項を変更したときは、許可証の書換え交付を申請することができます。 許可証書換え交付申請書に許可証と手数料を添えて申請してください。

1 許可証書換え交付申請の必要書類

区 分	書類名等	様式等	摘要
申請書	・動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証 書換え交付申請書	第五十六号	58 頁 参照
添付書類	・現在の許可証		
手数料	2,400 円		
提出部数	各1部(別途、本人控えを保管願います。)		
備考	許可証の交付は受付窓口で行いますが、郵送を希望される場合は事前に簡易書留料+送料分の郵券を貼付した返信用封筒(A4判用紙が入る大き さ)又はレターパックプラスを提出してください。		

(4) 許可証の再交付申請 (施行令46条、規則116条の6)

許可証を破り、汚し、又は失つたときは、許可証の再交付を申請することができます。 許可証再交付申請書に手数料を添えて申請してください。なお、許可証を破り、又は汚 した時は、当該許可証を添付して申請してください。

許可証は、インターネットの利用等により公衆の閲覧に供するか、営業所の見やすい場所に常に掲示しておく義務がありますので、失った場合は必ず再交付申請を行ってください。

なお、許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、直ちに返納して ください。

1 許可証再交付申請の必要書類

区分	書類名等	様式等	摘要
申請書	・動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証再 交付申請書	第五十七号	59 頁 参照
添付書類	・現在の許可証(破り、汚したもの) ・亡失した場合は、申請書参考事項欄に「再交付された許可証受領後に、亡失した許可証が発見された場合には直ちに旧許可証を返納することを誓約します。」旨記載すること		<i>≫ > > > > > > > > > ></i>
手数料	3,400 円		
提出部数	各1部 (別途、本人控えを保管願います。)		
備考	許可証の交付は受付窓口で行いますが、郵送を希望される場合は事前に簡易書留料+送料分の郵券を貼付した返信用封筒(A4判用紙が入る大きさ)又はレターパックプラスを提出してください。		

(5) 営業所の廃止・休止・再開届出

(法40条第1項準用同法10条第1項、規則131条第2項)

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の営業所を廃止した時、休止した時又は休止した営業所を再開した時は、それぞれ30日以内に都知事に届け出る必要があります。

1 廃止・休止・再開届出の必要書類

区分	書類名等	様式等	摘要
届出書	・動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書	第五十九号	60 頁参照
添付書類	廃止の場合は許可証(原本) ・紛失した場合は、失った許可証を発見した時は、 直ちに返納する旨を記載した誓約書	参考様式 6	71 頁参照
届出期限	廃止(休止・再開)した日から 30 日以内		

提出部数	各1部(別途、本人控えを保管願います。)
備考	休止届出の場合は、休止期間を明記すること。

(6) 許可関係事項変更届出 (法 40 条第1 項準用同法 10 条第1 項、規則 131 条第3 項)

動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業所の次に掲げる事項を変更した時は、変更した日から30日以内に知事に届け出る義務があります。

1 変更した場合に届出の必要な事項 (規則 131 条第 1 項)

- 一 高度管理医療機器等の販売・貸与業者の氏名(法人の場合は名称)又は住所
- 二 営業所の名称
- 三 高度管理医療機器等営業所管理者の氏名又は住所
- 四 営業所の構造設備の主要部分 (注1)参照)
- 五 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名(法人の場合)
- 六 営業所における兼営事業の種類
- 注 1) 動物用高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業 所にあっては、四に掲げる事項を除く。
- 注 2) 営業所の住所変更 (移転) の場合は、新たに許可申請が必要となります。

2 許可関係事項変更届出の必要書類

区分	書 類 名 等	様式等	摘要
届出書	・動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係 事項変更届出書	第六十号	61 頁参照
	1-1. 販売・貸与業者の氏名(名称)の変更の場合 ・法人にあっては、登記事項証明書 ・個人にあっては、戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載 事項証明書	法務局交付 区市町村長 交付	最新のもの
添付書類	1-2. 販売・貸与業者の住所(所在地)の変更の場合 ・添付書類なし 注) 営業所の移転を伴う場合は、新規許可申請が 必要となる。	_	
	2. 営業所の名称変更の場合 ・添付書類なし	_	

	3. 高度管理医療機器等営業所管理者の氏名又は住所の変更の場合 (別人に変更する場合) ・資格を証する書類 ・雇用証書(販売・貸与業者本人の場合は不要) (同一人の場合:婚姻、転居等による変更) ・戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書 (氏名変更の場合のみ) ・住所のみ変更の場合 添付書類なし	表 II - 2 の書面 参考様式 3 (68 頁参照) 区市町村長 交付	発行後3 ヶ月以内 のもの
	4. 営業所の構造設備の主要部分の変更の場合 ・変更した構造設備を説明する図面等 ・平面図		変更前後を 比較対照で きるもの
	5. 薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)の氏名の変更の場合 ・登記事項証明書 ・役員の業務分掌表又は組織規程(図)	法務局交付 参考様式 1	66 頁参照
	6. 営業所における兼営事業の種類の変更の場合 添付書類なし		
届出期限	変更した日から 30 日以内 (遅延した場合は遅延5	里由書を添付する	こと)
提出部数	各1部(別途、本人控えを保管願います。)		
備考	1 当該届出を怠った者(法10条1項の規定に違り処せられる場合があります。やむを得ない理由にぎてしまった場合は、「遅延理由書」(参考様式7元2 住所表示の変更、建物名の変更は、変更届出の対申請又は変更届出時に申請書(届出書)の参考事項ださい。 3 添付書類の省略(規則131条第4項) VIの3の(2)の2と同様に、既に届出者が医薬品く申請(届出)により、同一内容の添付書類を東京場合は、添付書類を省略することができます。その場合は、届出書の記5参考事項欄に、省略(届出)書の種類、申請(届出)年月日を記載してくる場合は、活動を担当を記載してくる。との場合は、所在地)及び責任役員の氏名の数の営業所の変更届出書を一括して届出ることがの許可年月日及び許可番号並びに営業所の名称及該当する営業所の情報を一覧(箇条書き)として5届出書は郵送による届出も受け付けていますの許可を有別。ただし、郵送する場合は、必要な添付書類のかかまする営業所の提出書類の点検、相談等も受け付けがありましたらお問い合わせください。また、本人控えに都庁の受付印の押印を希望されます。	はない という はい	出さが記 規出 出 貸い合すい請載す不 控期い、載 定し し 与て、る。書事願明 をを 近て 基い 申 者、出に はにすら を 近て がる 請 の複書、 不誤。等 本

動物	物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係手続の必要書類一覧 今和7年1月6日改訂															
提出部数: 各1部 (本人控があれば受付印)			申	営	登記	役				常業所 管理者 戸			現		必要書類の必要のない場合があるよう。	
窓口: 東京都産業労働局農林水産部 食料安全課動物薬事衛生担当 受付: 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで			請書又は届出書	業所の構造設備概要	記事項証明書※	員の業務分掌表	誓約書※	診断書又は疎明書※ 1)	資格を証する書類の写	雇用証書	籍謄本(抄本)※ 注②	扱品目の一覧	在の許可証	手数料	○ 必要のない場合があるもの ※ 省略可能な書類(詳細下記参照) (注1)申請者が法人の場合、薬務(医療機器)担当役員全員 (注2)戸籍記載事項証明書でも可	
許	**	+0	法人	0	0	0	0	0	0	0	0		0		04.400 FB	〇:代表含む薬事担当役員が営業所管理者を兼ねる場合、不要
可	籾	規	個人	0	0			0	0	0	0		0		34,100 円	〇:申請者が営業所管理者を兼ねる場合、不要
請	更	新	(6年毎) (許可期限2ヶ月前から受付)	0										0	12,400 円	・許可証亡失の場合、「許可証を発見したら返納する及び不正に 使用しない」旨の誓約書を添付
	廃止	・休止・再開席	畐(30日以内)	0										0		〇:廃止の場合は許可証を添付
		氏名•名称	法 人	0		0										・申請者が別人・別法人となる場合は新規申請が必要
言午	申請者		個 人	0								0				・許可証を書換える場合は別途、書換え交付申請が必要
可関		住 所		0												注意:営業所の移転を伴う場合は、新規申請
係事		法人代表者	• 薬務担当役員	0		0	0	0	0							〇: 役員退任のみの場合は不要
項		名 称		0												
変更	営業所	構造設備		0	0											
届		兼営事業		0												
3 0 =	営業所	管理者の変更		0						0	0					・別人に変更する場合 〇:代表者を含む薬務担当役員が営業所管理者を兼ねる場合は不 要
	以管理者	管理者の氏	:名	0								0				・婚姻等により氏名(同一人)を変更した場合
内		管理者の住	所	0												・自宅の転居等により住所を変更した場合
取扱品目の種類		0									0					
許可証の再交付申請			0										0	3,400 円 注)	〇:汚損の場合は許可証を、亡失の場合は「許可証が発見された 場合には返納すること及び不正に使用しない」旨の誓約書を添付	
		許可証の書換	え交付申請	0										0	2,400 円 ^{注)}	・書換え交付は任意、別途変更届が必要。
※・																·

申請者が医薬品医療機器等法の規定による許可等の申請又は届出に関し、既に東京都知事あてに提出した書類は省略可能 申請(届出)書の参考事項欄に省略書類の名称、提出した申請(届出)書の種類、申請(届出)年月日を記載する。

注)他の業種と異なる。

備考1: 許可証の郵送を希望する場合

送付先宛名、住所を書いた、角2サイズの封筒(許可証(A4版)が入るもの)に切手530円分(簡易書留)を貼付したもの又はレターパックプラスを申請時に提出する。

備考2:住居表示の変更または店舗の所在するビルの名称のみが変更された場合: 変更届は不要。 変更後、最初に行う申請又は届出書の参考事項欄に変更内容を記載する。なお、許可証の書換えを希望する場合は、書換え交付申請書の参考事項欄に変更内容を記載して申請する。

4 動物用管理医療機器販売業・貸与業関係の手続き

(1) 動物用管理医療機器販売・貸与業の届出 (法39条の3第1項、規則120条)

動物用管理医療機器販売業・貸与業を行おうとする者は、あらかじめ、営業所ごとに、 その営業所の所在地の都道府県知事に下表の届出書に添付書類を添えて届け出なければ なりません。

1 管理医療機器販売業・貸与業届出の必要書類

区分	書 類 名 等	様式等	摘 要
届出書	・動物用管理医療機器販売・貸与業届出書	第五十八号	62 頁 参照
	・最寄り駅から営業所までの案内図	参考様式4	69 頁 参照
	・保管設備の概要を示す図面等 注)管理医療機器プログラムのみ取り扱う営業所は不要	参考様式4	69 頁 参照
	・営業所の平面図(実寸及び医療機器の保管場所等主な 構造設備の設置場所を明記した図面) 注)管理医療機器プログラムのみ取り扱う営業所は不要	参考様式5	70 頁 参照
添付書類	・役員の業務分掌表又は組織図等	参考様式1	66 頁 参照
	・営業所管理者の資格を証する書面	表 II - 2 の書面	14 頁 参照
	・届出者と管理医療機器営業所管理者との関係を証する 書類(雇用証書) 注)届出者自身が営業所管理者となる場合は不要。そ の場合は、届出書にその旨を記載してください。	参考様式3	68 頁 参照
提出部数	各1部(別途、本人控えを保管願います。)		
備考	1 届出書の記載事項に不備がなく、届出に必要な書類がど形式上の要件が整っていれば、書類が受理され届出ま2 届出書は、郵送による届出も受け付けています。ただ必要な添付書類の不足、様式や記載事項に誤りや記入漏券(送料)不足等がないか十分に点検したうえで送付願いなお、本人控えに都庁の受付印の押印を希望される場手貼付)を同封のうえ、本人控えを正本と共に郵送して3 事前の提出書類の点検、相談等も受け付けていますのましたらお問い合わせください。	手続きは完了し、郵送する るれ、不明確ないます。 場合は、返信用 ください。	ンます。 場合は、 記載、郵 目封筒(切

(2) 営業所の廃止・休止・再開届出

(法40条第2項準用同法10条第1項、規則133条第2項)

動物用管理医療機器販売業・貸与業の営業所を廃止した時、休止した時又は休止した営業所を再開した時は、それぞれ30日以内に都知事に届け出る必要があります。

1 廃止・休止・再開届出の必要書類

区分	書 類 名 等	様式等	摘 要			
届出書	・動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書	第五十九号	63 頁 参照			
添付書類	なし					
届出期限	展止(休止・再開)した日から 30 日以内 (遅延した場合は遅延理由書を添付すること)					
提出部数 各1部(別途、本人控えを保管願います。)						
備考	休止届出の場合は、休止期間を明記すること。					

(3) 届出関係事項変更届出 (法40条第2項準用同法10条第1項、規則133条)

動物用管理医療機器販売業・貸与業の営業所について次に掲げる事項を変更した場合は、30日以内に知事に届け出る義務があります。

1 変更した場合に届出の必要な事項 (規則 133 条第1項)

- 一 届出者の氏名(法人の場合は名称)又は住所
- 二 営業所の名称
- 三 管理医療機器営業所管理者の氏名又は住所
- 四 営業所の構造設備の主要部分(管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた 提供のみを行う営業所は除く。)
- 五 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名(法人の場合)
- 六 営業所における兼営事業の種類

2 届出事項変更届出の必要書類

区分	書類名等	様式等	摘要
届出書	・動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項変 更届出書	第六十一号	64 頁 参照
添付書類	1-1. 届出者の氏名(名称)変更の場合・添付書類なし	_	

	1-2. 届出者の住所(所在地)変更の場合 ・添付書類なし	_	
	2. 営業所の名称変更の場合 添付書類なし	_	
	3. 営業所の構造設備の主要部分変更の場合 ・変更した構造設備を説明する図面等 ・平面図	参考様式 4 (68 頁参照) 参考様式 5 (69 頁参照)	変更前後 を比較対 照できる もの
	4. 管理医療機器営業所管理者の氏名又は住所の変更の場合 (別人に変更の場合) ・資格を証する書類 ・雇用証書 (同一人の場合:婚姻、転居等による変更) ・添付書類なし	表Ⅱ-2の書面 参考様式2 参考様式3	67 頁参照 68 頁参照
	5. 薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)の氏名の変更の場合 ・業務分掌表又は組織規程(図)等	参考様式1	66 頁参照
	6. 営業所における兼営事業の種類変更の場合・添付書類なし	_	
届出期限	変更した日から 30 日以内(遅延した場合は遅延理 _E	由書を添付する。	こと)
提出部数	各1部(別途、本人控えを保管願います。)		
備考	1 住所表示の変更、建物名の変更は、変更届出の申請又は変更届出時に申請書(届出書)の参考事ください。 2 添付書類の省略(規則131条第4項) VIの3の(2)の2と同様に、既に届出者が医薬品づく申請(届出)により、東京都知事あてに提出容の書類は省略することができます。その場合は、届出書の5 参考事項欄に、省略書届出書の種類、申請・届出年月日及び産業労働局の東京都の機関に提出した場合は、提出先機関名3 同一事業者が都内に複数の営業所の許可を有すの氏名(名称)又は住所(所在地)及び責任役員の民は、複数の営業所の変更届出書を一括して届出る。届出書の許可年月日及び許可番号並びに営業所の循環を一覧(箇条書き)4 当該届出を怠った者(法10条第1項の規定に達に処せられる場合があります。やむを得ない理由にぎてしまった場合は、「遅延理由書」を添付してくた。	項欄に、その旨 温医療機器等は に、名の名産しなの名産しなののので及びでの名産しなのののででででででででででででででいる。 これのでは、更きででのででのででででいる。 は、ののは、ののはでは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、	を の類 し安さ・出こせて以 親と た全い貸にのをだの 中課。与つの記だのに 本外 業い合戦さ 罰て

動物用管理医療機器販売・貸与業届出の必要書類一覧

提出	提出部数: 各1部 (本人控があれば受付印) 窓口: 東京都産業労働局農林水産部 食料安全課動物薬事衛生担当 受付: 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで		届出書	営業所設備の		営業管理	断	◎: 必要書類○: 必要のない場合があるもの	
			案内図及び貯蔵設備の概要		営業所の平面図	資格を証する書類の写※	雇用証書※	※:省略可能な添付書類(詳細、下記参照) 【動物用管理医療機器販売・貸与業届出の特例】 (施行令第49条) 薬局、動物用医薬品店舗販売業、動物用医薬品卸売販売業、動物用高度管理医療機器等販売・貸与業又は動物用再生医療等製品販売業の申請(申請中を含む。) 又は届出は、動物用管理医療機器の販売・貸与業の申請又は届出とみなすことから、当該店舗または営業所においては動物用管理医療機器の販売・貸与業の届出は不要です。	
	新規層	з 4	法人	0	0	0	0	0	〇: 責任役員が営業所管理者を兼ねる場合は不要
	個 人		0	0	0	0	0	〇:届出者が営業所管理者を兼ねる場合は不要	
	廃止・休止・再開届(30日以内)		0						
	法 人 氏名·名称		0					・届出者が別人・別法人となる場合は新規届出が必要	
		20 - 040	個 人	0					
届出事	届出者	住 所		0					注意 : 営業所の移転を伴う場合は、新規届出 ・住居表示の変更又は店舗の所在するビルの名称のみが変更された場合は届出不要 ただし、変更後、最初に行う届出書提出時に、届出書の参考事項欄に変更内容を記載すること
項変更	法人代表	者・薬事業務	に責任を有する役員(責任役員)	0					届出書参考事項欄に、責任役員が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無について記載 すること
届		名 称		0					
3	営業所	構造設備		0	0	0			・変更前後の図面等を添付すること
0			0						
以内)	336 NIK = C	管理者の変	更更	0			0	0	別人に変更する場合 ○:責任役員が営業所管理者を兼ねる場合は不要
	営業所 管理者	管理者の日	毛名	0					・婚姻等により氏名(同一人)を変更した場合
		管理者の信	È所	0					・自宅の転居等により住所を変更した場合

※:省略可能な添付書類

届出者が医薬品医療機器等法の規定による許可等の申請又は届出に関し、既に東京都知事(区市町村長宛てのものは不可)宛てに提出した書類と同一内容の場合は省略可届出書の参考事項欄に省略書類の名称、省略書類と同一内容を記載した書類を別途提出した申請(届出)書の種類及び申請(届出)年月日を記載する。

Ⅷ関係資料

1 申請・届出様式の記載例と記載上の注意点

(1) 動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業関係 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請書 様式第五十三号 55 様式第五十四号 57 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可更新申請書 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換え交付申請書 様式第五十六号 58 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証再交付申請書 様式第五十七号 59 様式第五十九号 ___60 動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項変更届出書 様式第六十号 61 (2) 動物用管理医療機器販売業・貸与業関係 様式第五十八号 62 動物用管理医療機器販売・貸与業届出書 動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書 様式第五十九号 63 様式第六十一号 64 動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項変更届出書 (3) 添付書類の参考様式 業務分掌表(参考様式1) 66 従事年数証明書(参考様式2) 67 雇用証書(参考様式3) ____68 営業所案内図(参考様式4(上段))69 保管設備の概要を説明する図面等 (参考様式4(下段))69 営業所平面図(参考様式5) _____70 許可証を亡失した場合の誓約書(参考様式6) 71 遅延理由書(参考様式7) 71 営業所の管理に関する帳簿・記録等の参考様式 管理帳簿 _____72 譲受・譲渡に関する記録 84 中古動物用医療機器の販売等に係る通知書 85 動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業自己点検表 動物用管理医療機器販売業・貸与業自己点検表 動物用一般医療機器販売業・貸与業自己点検表 97

注)各申請・届出様式等は下記の東京都産業労働局のホームページからダウンロードできます。 検索サイトのキーワード:「東京都」、「動物薬事」

http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/yakuji/kiki/

動物用高度管理医療機器等販売 • 貸与業許可申請書

東京都知事 殿

表者の氏名を記載する。

申請日を記載する。 西暦、和暦いずれでも可 - 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

申請者が法人の場合は、登記 氏名 〇〇〇医療機器株式会社 している所在地、名称及び代 代表取締役 東京太郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に より動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1 営業所の名称及び所在地

許可申請する営業所の名称及び所在地を記載する。

○○○医療機器株式会社 東京営業所

東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

2 営業所の構造設備の概要 別紙のとおり

「別紙のとおり」と記載し、構造設備の概要を説明する図面等(案内図、 平面図、保管設備の概要を示す図面等)を添付する。

3 高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所

東京花子 東京都新宿区〇〇〇一丁目2番3号 △△△10号室

4 法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 東京太郎、〇〇〇〇、□□□□

代表役員全員及び薬事 業務を分掌する役員全 員を記載する。

5 営業所における兼営事業の種類 動物用医薬品卸売販売業

当該営業所で許可等(申請中を含む。)を有する薬事 関係の兼営事業を記載する。

高度管理医療機器販売業

6 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が法 第5条第3号イからトまでに該当することの有無

該当しない

備考3を参照

7 参考事項

担当者連絡先:東京営業所管理課 〇〇一郎 TEL (

省略する添付書類:登記事項証明書

- ・当該申請に関する連絡先となる担当者 氏名、所属、電話番号等を記載する。
- ・ 添付書類を省略する場合は、その旨 を記載例に従い記載する。

当社、新宿支店の動物用医薬品卸売販売業許可申請書(〇〇年〇月〇日付け申請)に添 付提出済み

備考

(日本産業規格A4)

- 1 営業所(高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所を除く。)の 構造設備の概要を説明する図面を添付すること。
- 2 記の3には、申請者が自らこれに従事するときは、その旨を記載すること。
- 3 記の6には、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要 (表1参照)を記載すること。
- 4 営業所移転等により特定の許可年月日を希望する場合は、参考事項欄に「○○(理由)のため許可年 月日は○○年○月○日を希望」と記載すること。

薬機法第5条第3号イからトとは

(許可の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一、二(省略)

- 三 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。第6条の4第 1項、第19条の2第2項、第23条の2の17第2項及び第23条の37第2項において同じ。)が、次のイか らトまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
 - ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、三年を 経過していない者
 - ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者
 - ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - へ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ト 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者

表1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。) が法第5条第3号イからトまでのいずれかに該当する場合の記載事項

該当事項	記載事項
第3号イに該当する場合	同号イに該当する旨並びに許可を取り消された年月日及びその違
	反等の内容
第3号ロに該当する場合	同号口に該当する旨並びに登録を取り消された年月日及びその違
	反等の内容
第3号ハに該当する場合	同号ハに該当する旨並びにその罪名、刑の内容、刑の確定年月日、
	判決を言い渡した裁判所名及び刑の執行を終わり、又は執行を受
	けることがなくなったときは、その年月日
第3号ニに該当する場合	同号ニに該当する旨並びに薬事に関する法令又はこれに基づく処
	分に違反した年月日及びその違反の内容
第3号ホに該当する場合	同号ホに該当する旨
第3号へに該当する場合	同号へに該当する旨並びに医薬品販売業者の業務を適正に行うに
	当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができ
	なかった事実があった場合にはその概要並びに当該者が現に治療
	等を受けている場合にはその状況
第3号トに該当する場合	同号トに該当する旨並びに知識及び経験を有する者と認められな
	い理由

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可更新申請書 OO年OO月OO目 申請日を記載する。 東京都知事 殿 西暦、和暦いずれでも可 住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 申請者が法人の場合は、登記 氏名 〇〇〇医療機器株式会社 している所在地、名称及び代 表者の氏名を記載する。 代表取締役 東京太郎 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項 の規定により動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可の更新を受けたいので、 下記により申請します。 当該営業所の許可証に記載されている許 可期間の開始日と許可番号を記載する。 許可年月日及び許可番号 〇〇年〇月〇日 00高療販第000号 1 営業所の名称及び所在地 〇〇〇医療機器株式会社 東京営業所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 備考1を参照。変更がある場合は、別途、許可関 2 営業所の構造設備の概要 係事項変更届出書を提出すること。 主要部分に変更はない 3 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が法 第5条第3項イからトまでに該当することの有無 該当しない 備考2参照 6 参考事項 担当者連絡先:東京営業所管理課 〇〇一郎 TEL 03-1234-5678 当該申請に関する連絡先となる担当者 所属、氏名、電話番号等を記載する。

(日本産業規格 A 4)

- 1 記の2については、法第39条第1項若しくは第6項の規定による許可後又は法第40条第1項におい て準用する法第10条第1項の規定による届出後に構造設備の主要部分に変更がない場合には、「主要 部分に変更はない」と記載し、構造設備の概要の記載は要しない。また、高度管理医療機器プログラム の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、構造設備の概要の記載は要しない。
- 2 記の3については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の 概要(前頁表1参照)を記載すること。

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換え交付申請書

東京都知事 殿

申請者が法人の場合は、登記 している所在地、名称及び代 表者の氏名を記載する。 申請日を記載する。 和暦、西暦いずれでも可 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都新宿区〇〇〇一丁月1番1号

氏名 〇〇〇医療機器株式会社 代表取締役 東京太郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条の規定により動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の書換え交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1 営業所の名称及び所在地

〇〇〇医療機器株式会社 東京第一営業所

東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

当該営業所の許可証に記載されている許可 期間の開始日と許可番号を記載する。

2 許可年月日及び許可番号

〇〇年〇月〇日 〇〇高療販第〇〇〇号

3 書き換え事項

営業所の名称

書換え前: 〇〇〇医療機器株式会社 東京営業所

書換え後: 〇〇〇医療機器株式会社 東京第一営業所

許可証の記載事項のうち、書換 えを希望する事項及び書換え前 と書換え後を新旧対照にして記 載する。

4 参考事項

担当者連絡先:東京第一営業所管理課 〇〇一郎 TEL 03-1234-5678

当該申請に関する連絡先となる担当者所属、氏名、電話番号等を記載する。

(日本産業規格A4)

- 1 記の3には、許可証の記載事項のうち書換えを希望する事項と当該事項の書換え前後(新旧)を対照にして記載すること。
- 2 許可証の原本を添付すること。

記載例 様式第五十七号(第百十六条の六関係) 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証再交付申請書 申請日を記載する。 〇〇年〇〇月〇〇日 和暦、西暦いずれでも可 東京都知事 殿 住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 申請者が法人の場合は、登記 している所在地、名称及び代 氏名 〇〇〇医療機器株式会社 表者の氏名を記載する。 代表取締役 東京太郎 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の規 定により動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の再交付を受けたいので、下記に より申請します。 記 1 営業所の名称及び所在地 〇〇〇医療機器株式会社 東京第一営業所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 当該営業所の許可証に記載されている許可 2 許可年月日及び許可番号 期間の開始日と許可番号を記載する。 〇〇年〇月〇日 〇〇高療販第〇〇〇号 3 申請理由 許可証を著しく汚したため 備考参照 4 参考事項 担当者連絡先:東京営業所管理課 〇〇一郎 TEL 03-1234-5678 当該申請に関する連絡先となる担当者所属、 氏名、電話番号等を記載する。

(日本産業規格 A 4)

- 1 許可証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合にあっては、当該許可証を添付すること。
- 2 許可証を亡失した場合にあっては、記の4 参考事項欄に「再交付された許可証受領後、亡失した旧許 可証が発見された場合には直ちに旧許可証を返納することを誓約します。|旨、記載すること。

動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書 該当する事項のみ記載する。又は該当し ない事項を二重取り消し線で抹消する。 〇〇年〇〇月〇〇日 届出日を記載する。 西暦、和暦いずれでも可 東京都知事 殿 住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 届出者が法人の場合は、登記し 氏名 〇〇〇医療機器株式会社 ている所在地、名称及び代表者 代表取締役 東京太郎 の氏名を記載する。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項(第2 項)において準用する同法第10条第1項の規定により動物用医療機器営業所の廃止(休止・ 再開)を下記のとおり届け出ます。 備考2参照 該当する事項のみ記載する。 記 又は該当しない事項を二重取 1 業務を廃止(休止・再開)した営業所の名称及び所在地 り消し線で抹消する、 〇〇〇医療機器株式会社 東京第一営業所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由 区 分:廃 止 廃止、休止又は再開のいずれか該当するものを記載する。 年月日:00年00月00日 廃止、休止又は再開した日を記載する。その事実が発 理 由:営業所移転のため 生した日から30日以内に届出る必要があります。 3 参考事項 担当者連絡先:東京営業所管理課 〇〇一郎 TEL 03-1234-5678 当該届出に関する連絡先となる担当者所属、 氏名、電話番号等を記載する。

(日本産業規格A4)

- 1 届出書様式中の「廃止(休止・再開)」とある部分は、廃止、休止又は再開のいずれか該当するものを記載すること。
- 2 届出書様式中の「法律第40条第1項(第2項)」とある部分は、動物用高度管理医療機器等販売・ 貸与業の場合には「法律第40条第1項」と記載し、動物用管理医療機器販売・貸与業の場合には、 「法律第40条第2項」と記載すること。
- 3 廃止届出の場合は許可証(原本)を添付すること。許可証を亡失した場合には誓約書(参考様式 6) を添付すること。

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項変更届出書

東京都知事 殿

届出者が法人の場合は、登記 している所在地、名称及び代 表者の氏名を記載する。 届出日を記載する。 和暦、西暦いずれでも可 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

- 氏名 〇〇〇医療機器株式会社 代表取締役 東京太郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項において準用する同法第10条第1項の規定により動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

当該営業所の許可証に記載されている許可 期間の開始日と許可番号を記載する。

許可年月日及び許可番号

〇〇年〇〇月〇〇日

00高療販第000号

1 営業所の名称及び所在地

〇〇〇医療機器株式会社 東京営業所

東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

2 変更した事項

営業所管理者の変更

変更前:〇〇花子 東京都新宿区〇〇

変更した事項及び具体的な変更内容を、変更前後 を対照して記載する。主な構造設備の変更等、記 載しきれない場合は「別紙のとおり」と記載し、 変更前後が対照できる図面等の資料を添付する。

変更後:△△次郎

東京都杉並区△△四丁目5番6号

★変更した事項別の記載例 は、65 頁表VII-1 を参照

3 変更年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

実際に変更した日を記載する。

4 変更理由

前任者退職のため

当該届出に関する連絡先となる担当者所属、氏名、電話番号等を記載する。

5 参考事項

(1)担当者連絡先:東京営業所管理課 OO一郎 TEL 03-1234-5678

(2)省略する添付書類:資格を証する書類

当該営業所の動物用医薬品卸売販売業許可関係事項変更届出書(〇〇年〇月〇日付け届

出)に添付提出ずみ

省略する書類がある場合は、その旨を参考事項欄に記載する。

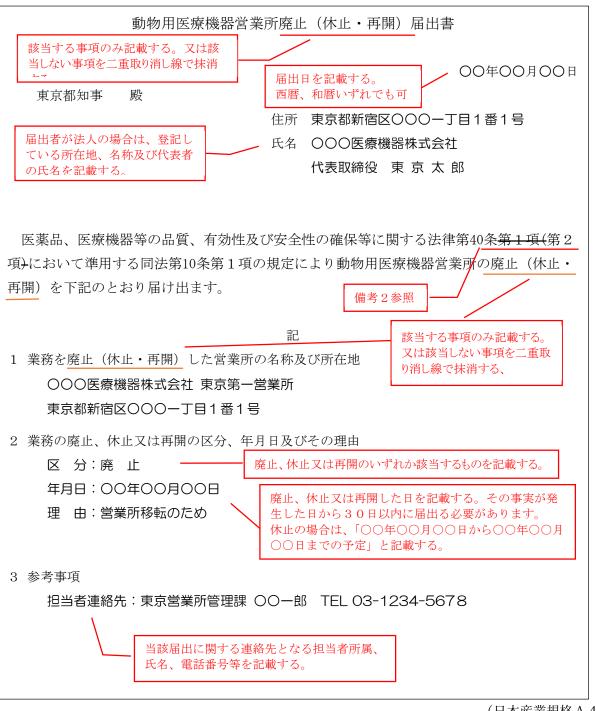
(日本産業規格A4)

- 1 記の2の変更した事項別の記載方法の具体例は表VII-1を参照してください。
- 2 責任役員の変更の場合は、参考事項欄に責任役員が法第5条第3号イからトまでに該当すること の有無について記載してください。
- 3 届出が規定の期日(変更した日から30日以内)より遅延した場合は、「遅延理由書」を添付して 提出してください。

動物用管理医療機器販売・貸与業届出書 ○○年○○月○○日 届出日を記載する。 西暦、和暦いずれでも可 東京都知事 殿 住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 届出者が法人の場合は、登記 氏名 〇〇〇医療機器株式会社 している所在地、名称及び代 代表取締役 東京太郎 表者の氏名を記載する。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項 の規定により動物用管理医療機器販売・貸与業を下記のとおり届け出ます。 記 1 営業所の名称及び所在地 販売業・貸与業を行おうとする営業所 の名称・所在地を記載する。複数ある 〇〇〇医療機器株式会社 東京営業所 場合は、営業所毎に届出が必要です。 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 「別紙のとおり」と記載し、構造設備の概要を説明す 2 営業所の構造設備の概要 る図面等(案内図、平面図、保管設備の概要を示す図面 別紙のとおり 等)を添付する。 3 法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 代表役員及び薬事業務を分掌する役員全員を記載する。 東京太郎 〇〇次郎 4 管理医療機器営業所管理者の氏名及び住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目2番3号 △△△10号室 東京花子 当該営業所で許可等(申請中を含む。)を受けて 5 営業所における兼営事業の種類 いる薬事関係の兼営事業を記載する。 高度管理医療機器等販売・貸与業(申請中)、医薬品卸売販売業 6 参考事項 担当者連絡先:東京営業所管理課 〇〇一郎 TEL 03-1234-5678 当該届出に関する連絡先となる担当者所属、 氏名、電話番号等を記載する。

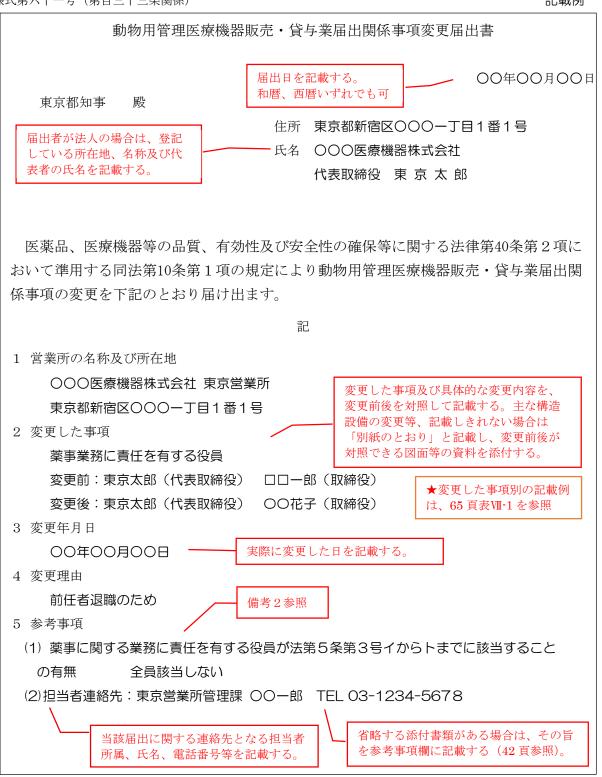
(日本産業規格A4)

- 1 営業所(管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所を除く。)の構造設備の概要を説明する図面を添付すること。
- 2 記の4には、申請者が自らこれに従事するときは、その旨を記載すること。



(日本産業規格A4)

- 1 届出書様式中の「廃止(休止・再開)」とある部分は、廃止、休止又は再開のいずれか該当するものを記載すること。
- 2 届出書様式中の「法律第 40 条第 1 項(第 2 項)」とある部分は、動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の場合には「法律第 40 条第 1 項」と記載し、動物用管理医療機器販売・貸与業の場合には、「法律第 40 条第 2 項」と記載すること。



(日本産業規格A4)

- 1 記の2の変更した事項別の記載方法の具体例は表Ⅶ-1を参照してください。
- 2 責任役員の変更の場合は、参考事項欄に責任役員が法第5条第3号イからトまでに該当すること の有無について記載してください。
- 3 届出が規定の期日(変更した日から 30 日以内)より遅延した場合は、「遅延理由書」を添付して 提出してください。

表VII-1 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項変更届出書及び動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項変更届出書の「2 変更した事項」欄の具体的な記載例

変更した事項	「今来庙田関係事項変更庙田書の「2 変更した 届出書「2 変更した事項 欄の記載例	必要な添付書類
販売・貸与業者の	個山音「2 多史した事項」欄の記載例 販売・貸与業者の氏名	・戸籍謄本(抄本)
 氏名(婚姻による姓の	変更前: 東京太郎	又は戸籍記載事項証明書(変 更内容がわかるもので発行日か
変更等同一人に限る)	変更後: 新宿太郎	ら3ヶ月以内のもの)
販売・貸与業者の	販売・貸与業者の名称 変更前:○○○医療機器株式会社	・登記事項証明書 (動物用管理医療機器販売
名称(法人の場合)	変更後:◇◇◇医療機器株式会社	業・貸与業は不要)
販売・貸与業者の	販売・貸与業者の住所 変更前:東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号	なし
住所	変更後:東京都港区〇〇〇二丁目2番2号	140
	薬事業務に責任を有する役員(責任役員)	
	変更前: 代表取締役 東京太郎 取締役 新宿一郎	•登記事項証明書
販売・貸与業者の代 表者及び薬事責任	変更後: 代表取締役 東京花子	(動物用管理医療機器販売 業・貸与業は不要)
役員(法人の場合)	取締役 新宿次郎 注)届出書「5 参考事項」欄に変更後の役員が法	・役員の業務分掌表
	第5条第3号イからトまでに該当することの有無について記載すること。	
営業所の名称	営業所の名称 変更前:○○医療機器株式会社 東京営業所	なし
	変更後:○○医療機器株式会社 新宿営業所	
営業所の主な構造	主な構造設備(保管設備の拡張)	変更箇所が明確にわかる図
設備	変更前: 別紙図面1のとおり 変更後: 別紙図面2のとおり	面、資料(新旧対照)等を添付する。
	及人区,加州区国由2°7°(4°)	11).00
当該営業所の兼営	兼営事業 変更前:動物用医薬品店舗販売業	
事業	変更後: 動物用医薬品店舗販売業	なし
	高度管理医療機器等販売·貸与業	
古在英田医海州中	高度管理医療機器等営業所管理者	・
高度管理医療機器 等営業所管理者	変更前: ○○花子 東京都新宿区○○一丁目2番3号	・管理者の資格を証する書類 又はその写し
(別人に変更)	変更後: △△次郎 東京都杉並区△△四丁目5番6号	・雇用証書
		 ・戸籍謄本(抄本)又は戸籍
高度管理医療機器 等営業所管理者の	高度管理医療機器等営業所管理者の氏名 変更前: ○○花子	記載事項証明書
氏名 (同一人)	変更後: △△花子	(変更内容がわかるもので発行 日から3ヶ月以内のもの)
는 다른 전상 구대 다른 나는 UA HH	士 市林和 IF (中枢) III (秋)	·
高度管理医療機器 等営業所管理者の	高度管理医療機器等営業所管理者の住所 変更前: 東京都新宿区○○一丁目2番3号	なし
住所 (同一人)	変更後: 東京都杉並区△△四丁目5番6号	
	1	I.

注 1) 動物用管理医療機器販売・貸与業の場合は、表中の「高度管理医療機器等営業所管理者」 を「管理医療機器営業所管理者」にそれぞれ書き換える。 参考様式 1 記載例

申請(届出)時に登記されて いる全役員(監査役は除く。) の氏名を記載する。

業務分掌表

様式は任意ですが、記載事項は 少なくとも本例の記載項目を記 載してください。

責任役員	役員の氏名	役職又は担当業務
0	東京太郎	代表取締役会長
0	東京花子	代表取締役社長
0	東京次郎	専務取締役
		取締役 (総務部担当)
0		取締役 (医薬事業部担当)
	\triangle \triangle \triangle \triangle	取締役(〇〇事業部担当)
		取締役(○○事業部担当)

上記に記載した役員のうち○印を付した者が当社における薬事に関する業務に 責任を有する役員(責任役員)であることを示す。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 氏名 〇〇〇医療機器株式会社 代表取締役 東京 太郎

登記している法人の所在地、名称 及び代表者の氏名を記載する。

(日本産業規格A4)

備考

- 1 申請者が法人の場合のみ提出する。業務分掌表又は組織規程(図)には、登記されている役員全員(監査役を除く。)の氏名及び役職、担当業務等を記載し、その中で薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示すものとする。
- 2 代表権を有する役員は全員責任役員に該当する。

参考様式 2 記載例

従事年数証明書

住所 東京都〇〇区〇〇一丁目2番3号

氏名 〇〇 花子

上記の者は、 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇年 〇〇ヶ月の間、下記営業所で動物用医療機器の販売の実務に従事していたことを証明する。

記

1 営業所の名称 〇〇〇医療機器株式会社 東京第一営業所

2 所在地 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

3 業態 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業

同一業者の複数の営業所に従事していた場合は、上記項目及びそれぞれの従事期間及 び従事年数を列記する。

〇〇年〇〇月〇〇日

当該従事者の従事年数を証明できる 営業所の許可又は届出業者の住所、 氏名(法人にあっては名称及び代表 者の氏名)を記載する。 住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

氏名 〇〇〇医療機器株式会社

代表取締役 東京太郎

(日本産業規格A4)

備考

1 複数の販売業者又は貸与業者の営業所に従事した場合は、それぞれの業者の従事年数証明書が必要。

参考様式 3 記載例

雇 用 証 書

私どもは下記事項を条件として雇用関係にあることを証します。

3ヶ月以内のもの ┡

〇〇年〇〇月〇〇日

雇用者 住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

氏名 〇〇〇医療機器株式会社

代表取締役 東京太郎

申請者が法人の場合は、登記 している所在地、名称及び代 表者の氏名を記載する。

被雇用者 住所 東京都〇〇区〇〇一丁目2番3号

氏名 〇 〇 花 子

管理者となる被雇用者の 住所、氏名を記載する。

記

左記以外の薬機法に基づく管理 者等を当該営業所で兼務する場合は、同様に全ての勤務内容を 記載する。

- 1 勤務内容(該当するものにチェック)
 - ☑ 動物用高度管理医療機器等営業所管理者
 - □ 動物用管理医療機器営業所管理者
- 2 勤務場所

名 称 〇〇〇医療機器株式会社 東京第一営業所

所在地 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号

3 勤務時間 通常営業日(月曜日~金曜日)

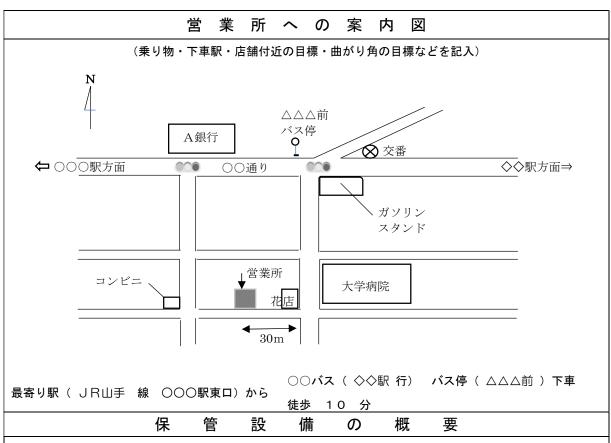
午前9時00分 から 午後5時00分 まで

(日本産業規格A4)

備考

1 営業所移転に伴う新規申請(届出)の場合は、同一の管理者であっても勤務場所が変更となることから雇用証書の省略はできません。

参考様式 4 記載例

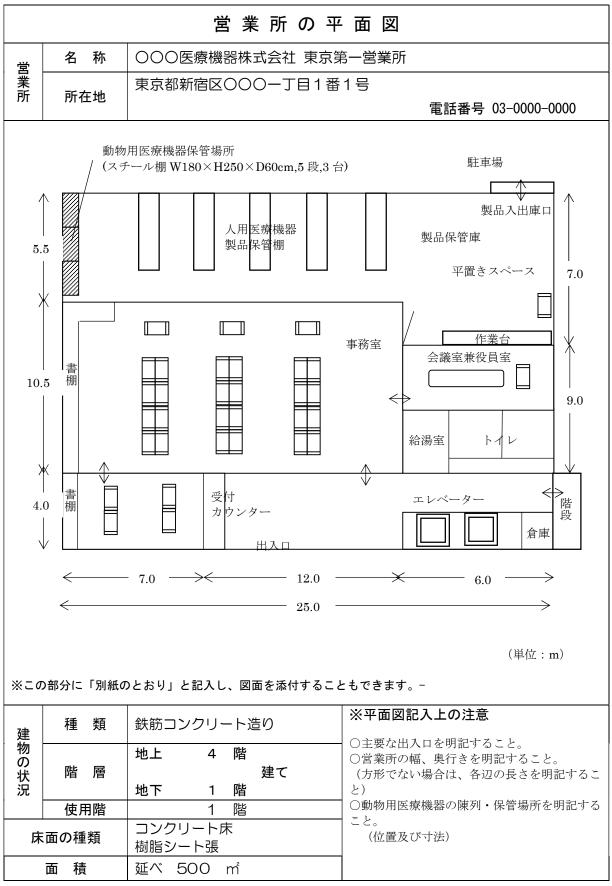


動物用医療機器の保管設備(棚等)の立面図を記入してください。(床面に置く場合は不要)



備考:上記スチール製棚を動物用医療機器保管設備として営業所製品保管庫に3台設置

参考様式 5 記載例



注) この平面図はあくまでも記載例ですので縮尺等は正確ではありません。

参考様式 6 記載例

誓 約 書

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 名称 〇〇〇医療機器株式会社 代表取締役 東京太郎

このたび、動物用医療機器営業所廃止の届け出に当たり、届出書に添付提出すべき動物用高度管理医療機器販売・貸与業許可証を管理不十分により亡失してしまいました。

つきましては、今後、亡失した許可証が発見された場合には直ちに返納すること を誓約いたしますので宜しくお取り計らい願います。

(日本産業規格A4縦)

参考様式 7 記載例

遅延理由書

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

住所 東京都新宿区〇〇〇一丁目1番1号 名称 〇〇〇医療機器株式会社 代表取締役 東京太郎

このたび、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項(第2項)において準用する同法第10条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等(動物用管理医療機器)販売・貸与業許可(届出)関係事項変更届出書を事由発生後30日以内に提出するべきところ下記の理由により届出が遅延いたしました。

今後、このようなことがないよう十分注意し、関係法令の遵守に努めて参りますので 宜しくお取り計らい願います。

記

(日本産業規格A4縦)

備考:動物用管理医療機器販売・貸与業の場合は、それぞれ()に書換える。

動物用医療機器等販売業・貸与業

営業所管理帳簿

営業所の名称							
営業所の所在地							
許可番号			第	号			
有効期間	年	月	日から		年	月	日まで
販売・貸与業者の 氏名・名称							

帳簿の使用期間	年	月	日か	5	年	月	日まで
帳簿の保存期限		年	月	日まで	(最終記	載日か	ら6年間)

注)この管理帳簿は、法令により販売・貸与業者が備え、保存すること及び記帳は営業所管理者が行うものと定められています。

営業所管理者

氏 名	住 所	就信	£期間		備	考
		年	月	日から		
		年	月	日まで		
		年	月	目から		
		年	月	日まで		
		年	月	目から		
		年	月	日まで		
		年	月	目から		
		年	月	日まで		
		年	月	日から		
		年	月	日まで		

当該営業所に関する医薬品医療機器等法に基づく申請・届出等の記録

申請•届出年月日	申請:届出の種類(内容)	備考

動物用医療機器販売業・貸与業営業所管理帳簿

年

月日	点検項目	管理事項		確認欄	特記事項
	1. 品質確保の実施状況	医療機器の被包の損債 有無(入荷時・出荷時・出荷時・出荷時・出荷時	寺)	有 無	*必要に応じ適宜別記様式に記載、管理帳簿
月	2 苦情、回収、不良品 の処理状況	苦情、回収、不良品の 合の原因究明、行った。		有 無	と共に保管する。
日日	3. 教育訓練の実施状況	実施日、参加者、訓練 研修受講状況等		有 無	
()	4. その他の管理事項	販売・貸与業者への 申請・届出、中古品 販売業者との情報交 検等の実施状況	反売、製造	有無	
	確認	所属長	管理者		
月日	点検項目	管理事項		確認欄	特記事項
	1. 品質確保の実施状況	医療機器の被包の損債 有無(入荷時・出荷時・出荷時・出荷時・出荷時		有 無	
月	2. 苦情、回収、不良品 の処理状況	苦情、回収、不良品の 合の原因究明、行って		有 無	
	3. 教育訓練の実施状況	実施日、参加者、訓練 修受講状況等	東内容、研	有 無	
	4. その他の管理事項	販売・貸与業者への 申請・届出、中古品 販売業者との情報交打 検等の実施状況	反売、製造	有無	
	確認	所属長 管理者			
月日	点検項目	管理事項		確認欄	特記事項
	1. 品質確保の実施状況	医療機器の被包の損傷、瑕疵の 有無(入荷時・出荷時)		有 無	
月	2. 苦情、回収、不良品 の処理状況	苦情、回収、不良品の 合の原因究明、行った。		有 無	
	3. 教育訓練の実施状況	実施日、参加者、訓練 修受講状況等	東内容、研	有 無	
()	4. その他の管理事項	販売・貸与業者への 申請・届出、中古品 販売業者との情報交打 検等の実施状況	反売、製造	有無	
	確認	所属長	管理者		
備					
考					

苦情処理記録票

1. 苦情受付	受付番号
受付年月日	
受付部署、受付者	
受付方法	□ 来訪 □ 電話 □ 文書(メール) □その他()
苦情者氏名 (名称)	
	連絡先
製品名	
一般的名称	
製造番号 (記号)	
販売年月日	年 月 日 □ 新規購入品 □ 中古品
苦情内容	
管理者への報告	年 月 日
0	
2. 原因究明	
調査の必要性	□ 必要 □不要
調査年月日(期間)	年 月 日 (日間)
調査担当者	
調査結果	
原因が自らの販売 (貸与)によるものか	□ 該当する □ 該当しない □ 不明
使用状況	□ 未使用 □ 使用中 □ 使用を中止(年 月 日)
健康被害等の発生	□ 無し □ 発生の恐れ有り □ 有り
	当該医療機器との因果関係: □ 無し □ 疑い有り □ 有り
原 因	□ 使用方法に問題があった □ 保管方法に問題があった
	□ 輸送方法(輸送中の破損、衝撃等)に問題があった
	□ その他()
対応・措置	

3. 苦情者への回答

回答の必要性	□必要	□ 不要			
回答年月日		年 月	日		
担当者					
回答方法	□面談	□電話	□ 文書(2	メール)	その他()
回答内容					
	L への情報提				
情報提供の必要性	□ 必要	□ 不要			
提供年月日		年 月	月		
提供した相手先	名称				
	担当者			連絡先	
提供内容					
情報提供の必要性	□ 必要	□ 不要			
提供年月日		年 月	日		
提供した相手先	名称				
	担当者			連絡先	
提供内容					
5. 改善策•再発防	止策				
		,			
			所属長	管理者	関与者

回収処理記録票

1. 回以对象製品							受付番	<u>号</u>	
製品名									
一般的名称									
製造番号 (記号)									
数量									
販売年月日		年	月	日		□ 新	析規購入	品	□ 中古品
販売先名称							植絡先		
販売先所在地									
管理者への報告		年	月	日					
2. 回収理由及び処	- 1理経過	_	_	_	_	_	_	_	_
回収理由・経緯									
回収の範囲									
回収理由が自らの販	□該当	iする		 亥当し	ない	□不明	 ₹		
売(貸与)によるものか									
回収決定年月日		年	月	月		——————————————————————————————————————	———		
回収年月日(期間)回収に当たっての		年		日	~	年	月	日	
当に当につくの 指示内容									
	1								
回収品保管場所									
回収品の数量	_ **	- /	——————————————————————————————————————						
回収品の処理	□ 廃棄		年 とこを かんしょう こうしょう こうしょ しゅうしん かんしょう かんしょう かんしゅう しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	月 L (日)	п	п∖		
					年 納品 (月年	口) 月	日)	
	□ 修理 □ その		送料♥ノ ノ	ん け が	州山	+	力	Η /)
製造販売業者への			年月日:		年		日)		
情報提供	□ 必要		Р Д н •		丁	71	₩ /		
改善・再発防止策	L								
90 117227									
							+n 7K =	12.	BB 上土人
				-	所属長	管理者	担当和	<u></u>	関与者
						ı			

従事者等の教育訓練実施記録票

|--|

実施年月日	年	月	日	時	分~	時	分
教育訓練の名称							
実施場所							
		所 属			氏	名	
講師							
		所 属			氏	名	
受講者所属·氏 名							
教育訓練の内容							
評 価							

所属長	管理者	関与者

不具合等に関する連絡票

(動物用医薬品等取締規則第 128 条に基づく製造販売業者等への通知)

年 月 日

あて先 動物用医療機器等製造販売業者又は 外国製造医療機器等特例承認取得者の名称_

販売・貸与業者の所在地

販売・貸与業者の名称

当社が販売(貸与)した動物用医療機器について不具合等の情報を入手しましたので動物用医薬 品等取締規則第 128 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

情報入手日	年 月 日
情報入手先氏名	
住所	
電話番号	
製品名	
一般的名称	
型式・品番	
製造番号(記号)	
製造販売業者名	
販売先	
販売年月日	年 月 日
不具合等の内容	発生年月日: 年 月 日 □ 当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる □ 疾病の発生 □ 障害の発生 □ 死亡の発生 □ 当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生 不具合等の概要:
参考事項	

備者

- 1. この様式は参考様式です。製造販売業者や自社で作成した様式で差し支えありません。
- 2. 製造販売業者への通知(本連絡票)及び製造販売業からの指示に関する記録は、管理帳簿とともに 6年間保存する。

営業所管理者からの意見具申書

年 月 日

あて先 (動物用医療機器販売・貸与業者の氏名又は名称及び代表者氏名を記載)

営業所名

営業所管理者氏名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条第 1 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定に基づき私が従事する営業所の業務について営業所管理者として下記のとおり意見を述べます。

記

件名:		
意見:		
添付書類:		
(参考資料)		
動物用医療機器販売・貸与業者受理年月日	医療機器販売・貸与業者氏名(署名)	
年 月 日		印

注)本書の写しを営業所管理者は3年間保存すること(規則第121条の2第2項)。

動物用医療機器等販売・貸与業取扱品目一覧表

(年月現在)

営業所の名称:

							長別の名称・		
番号	一般的名称	製品名	型式等		分類		製造販売業者名	備き	UIR
		▼	±₩ 4	高度	管理	一般	表但规划未自由	/用 ~5	>

動物用高度管理医療機器等の譲受・譲渡に関する記録

営業所名:○○医療機器株式会社 東京営業所

年月日	品 名	一般的名称	製造番号 (記号)	数量	氏名 (名称)	住所	備考
2022.08.01	大動物用〇〇麻酔器 ABC型	閉鎖循環式麻酔システム	A-1234	1台	〇〇動物病院	東京都新宿区〇〇	高度・販売

備考:この記録は、動物用医薬品取締規則第 130 条に基づき動物用高度管理医療機器等販売・貸与業者は、作成・保管する必要があります。

保存期間:最終記載日から3年間保存

動物用管理医療機器又は一般医療機器の譲受及び譲渡に関する記録の作成、保存にも努めてください(努力義務)。

中古医療機器(販売、授与、貸与)事前通知書

作成日:〇〇〇年〇〇月〇〇日

製造販売業者〇〇〇〇株式会社 御中

住所 名称

動物用医薬品等取締規則第127条第1項(第134条第1項及び第2項において準用する場合も含 む。) に基づき通知します。

1. 販売等の形態等(※)	
(1) 販売等の形態	
	への販売又は授与(設置場所等の変更がなく、所有権の移転のみが発生)
□ (b) 上記以外	
	を選択した場合であって、製造販売業者からの連絡を希望する場合の期限
〇〇〇年〇〇月〇〇日	
(3)上記(1)において(b)	ュ を選択した場合の通知の理由
	プ品の現使用者以外への販売、リース解約品の貸与、返品の再販など
2. 販売業者等の情報	
営業所名称(※)	
業許可(届出)番号/許可	
(届出)年月日(※)	
営業所所在地/管理者名/	住 所:○○県○○市○○町○○番地の○○
連絡先(※)	営業所管理者氏名:
	TEL • FAX • E-mail
古物商許可番号	
3. 医療機器の情報	
販売名(※)	
型式・モデル	
製造番号又は製造記号(※)	
現使用者の名称及び	施設等名称:
所在地(※)	住 所:○○県○○市○○町○○番地の○○
現使用者への納入日/	納入日:○○○○年○○月○○日
使用期間	使用期間:○○○○年○○月~○○○年○○月
現使用者への納入業者名	
4. 機器の状態	
作動状況	□ 正常 □ 使用中 □ その他 ()
保守・修理履歴	保守契約(□あり、□なし) 保守点検票(□あり、□なし)
	修理履歴情報(□あり、□なし) [資料があれば別途添付のこと]
利用する修理業者名又は保	
守業者名	
機器付属品等の有無(※)	□ 取扱説明書 □ 添付文書 □ 電源ケーブル類
- Nome of Telesco	□ その他標準付属品()
5. 流通先情報	
流通先の名称及び所在地	□ 現使用者と同じ
(*)	□ 上記以外
	流通先名:
No. of the Co.	住所:〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇〇
流通先の状況	□ 設置工事必要 □ 施設側設備工事必要 □ 設置場所変更なし

【記載要領】

- 1)製造販売業者が当該医療機器を特定し、品質、有効性及び安全性の保持のための措置に必要な情報、その他商慣行上の基礎情報について記載必須項目とし、(※)で示している。
- 2)また、医療機器の特性により追加すべき項目については以下の内容が考えられる。製造販売業者及び販売業者等において必要な項目を確認すること。

機器分類(特管・設置・等) 現時点の所有者 製造番号の変更、改修情報等機器の個数 滅菌・消毒・清掃の有無 修理・整備業者の情報 設置管理基準書の送付の必要性 外観損傷の有無 ソフトウェアバージョン 流通・稼働予定日 機器の承認・認証・届出番号

- 3)「作成日」は、当該通知書を作成し、製造販売業者へ通知した日を記載すること。
- 4)「1. 販売等の形態及び回答希望日」の「(2)上記(1)を選択した場合であって、製造販売業者からの連絡を希望する場合の期限」については、製造販売業者が販売業者等に対して保守点検の実施等の有無について連絡を希望する場合に記載すること。
- 5)「3. 医療機器の情報」は、対象製品の特定のために必要な情報であるため製品銘板(法定表示)、 取扱説明書、保証書等の情報から正確に記載すること。
- 6)「作動状況」の「正常」とは当該医療機器が正常な状態で管理されていること、「使用中」とは現に 医療機関等で使用されている状態のこと。
- 7)「付属品等」は、取扱説明書に記載されている付属品(電源ケーブル、その他アクセサリー等)が揃っていることを事前に確認するため、正確に記載すること。
- 8)「流通先情報」は、現使用者と同じ又は上記以外を選択すること。また、上記以外を選択した場合、 当該医療機器を販売等する予定の医療施設名及び住所を記載すること。

動物用高度管理医療機器等販売業・貸与業自己点検表

販売・貸与業者の 名称・所在地				
営業所の名称	許可番号		第	믕
営業所の所在地	許可の 有効期間	年 年	月月	日から 日まで
高度管理医療機器等 営業所管理者氏名	摘 要			

点検実施者名	点検年月日	年	月	Н
	W.D. 1 \ 1 \ H		/ 1	\vdash

点 検 項 目 (根拠規定)	点検結果		摘要
許可証の閲覧・掲示			
① 許可証を事業者ホームページに公開し、公衆の閲覧に供しているか。または営業所の見やすい場所に掲示しているか(規則第116条の4)	適	不適	
② 許可の有効期限は過ぎていないか (法第39条第6項)	適	不適	
構造設備基準 (法第39条第4項) 注)高度管理医療機器プログラムの提供のみを行う営業所については、この限りではない。摘要に「非該当」と記載。			
① 営業所は、採光、照明及び換気が適切であり、かつ清潔に保たれているか(規則第118条第1号)	適	不適	
② 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区分されているか (規則第 118条第2号)	適	不適	
③ 取扱品目を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有しているか (規則第118条第3号)	適	不適	
以下の許可関係事項に変更があった場合は、30 日以内に届出を行っているか(法第40条第1項準用法第10条第1項)			
① 販売・貸与業者の氏名若しくは名称又は住所 (規則第131条第1項)	適	不適	
② 営業所の名称 (規則第131条第2項)	適	不適	
③ 営業所の高度管理医療機器等営業所管理者の氏名又は住所(規則第131条 第3項)	適	不適	
④ 営業所の構造設備の主要部分 (規則第131条第4項)	適	不適	
⑤ 薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)(規則第131条第5項)	適	不適	
⑥ 営業所の兼営事業の種類(規則第131条第6項)	適	不適	
休廃止の届出(法第 40 条第 1 項準用法第 10 条第 1 項)			
① 営業所を廃止、休止又は再開したときは30日以内に届出を行っているか	適	不適	

営業所管理者		
① 資格を有する営業所管理者を営業所ごとに配置しているか (法第 39 の 2 第 1 項、規則第 119 条)	適	不適
② 営業所管理者は営業所を実地に管理しているか(法第39の2第1項)	適	不適
③ 営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他 薬事に関する実務に従事していないか(法第39の2第2項) (*都知事の許可を受けた場合を除く。)	適	不適
営業所管理者の義務及び営業所の管理業務		
① 営業所管理者は、営業所に勤務する従業者を監督しているか(法第40条 第1項準用法第8条第1項、規則第121条の2第1項第2号)	適	不適
② 営業所管理者は、営業所の構造設備及び医療機器その他の物品を適切に 管理しているか(法第40条第1項準用法第8条第1項、規則第121条の2第1項 第2号)	適	不適
③ 営業所管理者は、その他その営業所の業務につき必要な注意をしている か(法第40条第1項準用法第8条第1項、規則第121条の2第1項第2号)	適	不適
④ 営業所管理者は、保健衛生上支障が生ずる恐れがないように、営業所の 業務につき、事業者に対し必要な意見を書面により述べているか(法第40 条第1項準用法第8条2項)	適	不適
営業所管理者が有する権限に関する業務 (法第 40 条第 1 項準用第 8 条第 3 項)		
① 事業者より明らかにされた営業所の管理者が有する権限に関する業務を 行っているか(規則第121条の2第1項第1号)	適	不適
営業所管理者の遵守事項 (法第 40 条第 1 項準用第 8 条第 3 項)		
① 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正 に当該業務を行っているか (規則第121条の2第2項第1号)	適	不適
② 事業者への意見を記載した書面の写しを3年間保存しているか(規則第 121条の2第2項第2号)	適	不適
営業所管理者は管理帳簿に次に掲げる事項を記載しているか (規則第 122 条 第 2 項)		
① 品質確保の実施状況	適	不適
② 苦情処理、回収処理その他不良品の処理状況	適	不適
③ 従業者の教育訓練の実施状況	適	不適
④ その他営業所の管理に関する事項	適	不適
事業者の遵守事項(法第 40 条第 1 項準用法第 9 条第 1 項)	適	不適
① 営業所に 管理帳簿 を備えているか(規則第122条第1項)	適	不適
② 管理帳簿は最終記載日から 6 年間保存しているか (規則第 122 条第 3 項)	適	不適
・ 品質確保 :医療機器の被包の損傷、その他の瑕疵のないことの確認、その 他品質の確保のための措置を実施しているか(規則第123条)	適	不適

・ 苦情処理: 医療機器の品質等に関し苦情があったときは、その苦情に係る 事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、営業所管理者 にその原因究明をさせ、必要に応じ品質確保の方法の改善等の所要の措置を 講じさせているか(規則第124条)	適	不適	
・回収:医療機器の品質等により回収(事由が自らに起因する場合)を行うときは、営業所管理者に次の掲げる措置等を行わせているか(規則第125条)①原因究明と必要に応じた改善措置を行ったか②回収した医療機器は区分して一定期間保管した後、適切に処理したか	適	不適	
・教育訓練:営業所の従事者に対する医療機器の販売等及び品質確保に関する教育訓練を実施しているか(規則第126条)	適	不適	
・中古品販売: ① 中古品の高度管理医療機器等を販売等しようとするときは、あらかじめ、 当該高度管理医療機器等の製造販売業者に通知しているか(他の高度管理医 療機器等販売業者等から販売等された場合であって、当該中古品を他の高度 管理医療機器等販売業者等に販売等しようとするときは除く。)(規則第127条 第1項)	適	不適	
② 中古品の高度管理医療機器等の品質の確保その他販売等に係る注意事項について、当該高度管理医療機器等の製造販売業者から指示を受けた場合は、 それを遵守しているか(規則第127条第2項)	適	不適	
・不具合等の報告:販売等を行った医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生、感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めたときは、当該医療機器の製造販売業者等に通知しているか(規則第128条)	適	不適	
・譲受・譲渡記録: ① 高度管理医療機器等の譲受及び譲渡に関する記録を作成・保管しているか(規則第129条)	適	不適	
② 譲受及び譲渡に関する記録には、次の必要事項が適切に記載されているか(規則第129条第1項) ①高度管理医療機器等の品名、一般的名称、製造番号又は製造記号、数量 ②譲受又は販売、授与、貸与等した年月日 ③譲受人又は譲渡人の氏名(名称)及び住所	適	不適	
③ 譲受及び譲渡に関する記録は、最終の記載の日から 3 年間保存されているか(規則第129第2項)	適	不適	
④ 管理医療機器又は一般医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成・保管するよう努めているか(規則第129条第3項努力義務)	適	不適	
・管理者の意見尊重:保健衛生上支障が生ずるおそれがないようにするための営業所管理者からの意見を尊重し、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、その内容(講じない場合にあっては、その旨及び理由)を記録し、保存しているか(法第40条1項準用法第9条第2項)	適	不適	
販売業者の法令遵守体制 (規則第130条)			
① 営業所管理者の権限の明示(規則第130条第1項第1号) 営業所管理者について営業所の管理に関する次の権限を明らかにしているか イ 営業所の従事者に対する業務の指示及び監督に関する権限 ロ その他営業所の管理に関する権限	適	不適	
② 販売業者の業務の適正を確保するための以下の体制は整備されているか (規則第 130 条第 1 項第 2 号)			

イ 営業所の管理に関する業務その他の事業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規定の作成を行う体制	適	不適	
ロ 営業所の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従事者に対する教育訓練の実施及び評価を行う体制	適	不適	
ハ 営業所の業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制	適	不適	
ニ 事業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従事者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制	適	不適	
ホ イからニに掲げるもののほか、事業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の事業者の業務の適正を確保するための 体制	適	不適	
③ 販売業者の業務の適正な遂行に必要な以下の措置は講じられているか (法第40条第1項準用法第9条の2第1項第3号、規則第130条第1項第3号)			
イ 販売・貸与業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと	適	不適	
ロ 責任役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること	適	不適	
ハ イ及びロのほか、②に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置	適	不適	_
④ 販売・貸与業者は①~③の措置の内容を記録し保存しているか (法第40条 第1項準用第9条の2第2項)	適	不適	
医療機器の安全対策			
・情報の提供等:販売する医療機器の適正使用のために必要な情報を収集、 検討するとともに販売先に対しこれを提供するよう努めているか(法第68条 の2の5第1項) 注)医療機器卸売販売業者等ののみ	適	不適	
② 情報収集への協力:製造販売業者等が行う医療機器の適正使用のために必要な情報収集に協力するよう努めているか(法第68条の2の5第2項)	適	不適	
③ 危害防止への協力 :製造販売業者等が医療機器の使用によって保健衛生上の危害が発生すること等を防止するために回収、販売の停止、情報の提供等の措置を講じた時は、協力するよう努めているか(法第68条の9第2項)	適	不適	
その他	適	不適	
・医療機器の記載事項:販売等を行う医療機器の直接の容器(被包)や添付文書の記載事項が適正なものであるか確認のうえ販売等しているか(法第63条、法第63条の2及び第64条)	適	不適	
・販売禁止品:医療機器の性状、品質、性能が定められた基準に適合しない もの等、販売等の禁止されている医療機器を販売していないか(法第65条)	適	不適	
・広告: 医療機器の広告等について、誇大広告や承認前の医療機器の広告等、関係法令に抵触する広告等を行っていないか(法第66条,第68条)	適	不適	
・ 区分管理 : 動物用医療機器は、人用医療機器や他の物品と明確に区分して保管、管理されているか	適	不適	
(以下、任意項目記載)	適	不適	

			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
自己点検結果に基づ	がく措置等				
高度管理医療機器等	デ営業所管理者の意 り	見			
確認印	管理者	所属長			

備考:項目に該当しない場合は、摘要欄に「該当なし」と記載

動物用管理医療機器販売業・貸与業自己点検表

販売・貸与業者の 名称・所在地				
営業所の名称	届出年月日	年	月	В
営業所の所在地				
管理医療機器営業所 管理者氏名	摘要			

点検実施者名	点検年月日	年	月	日
--------	-------	---	---	---

点 検 項 目 (根拠規定)	点検	結果	摘要
営業所ごとに動物用管理医療機器販売・貸与業の届出を行っているか (法第39条の3第1項、規則第120条)	適	不適	
構造設備基準 (法第39条の3第2項) 注)管理医療機器プログラムの提供のみを行う営業所については、この限りではない。 摘要に「非該当」と記載。			
① 営業所は、採光、照明及び換気が適切であり、かつ清潔に保たれているか (規則第121条第1号)	適	不適	
② 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区分されているか (規則第 121条第2号)	適	不適	
③ 取扱品目を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有しているか (規則第121条第3号)	適	不適	
以下の届出関係事項に変更があった場合は、30 日以内に届出を行っている か(法第40条第2項準用法第10条第1項)			
① 販売・貸与業者の氏名若しくは名称又は住所(規則第133条第1項第1号)	適	不適	
② 営業所の名称 (規則第 133 条第 1 項第 2 号)	適	不適	
③ 営業所の管理医療機器等営業所管理者の氏名又は住所(規則第 133 条第 1 項第 3 号)	適	不適	
④ 営業所の構造設備の主要部分(規則第 133 条第 1 項第 4 号)	適	不適	
⑤ 薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)(規則第133条1項第5号	適	不適	
⑥ 営業所の兼営事業の種類(規則第133条第1項第6号)	適	不適	
休廃止の届出(法第 40 条第 2 項準用法第 10 条第 1 項、規則第 133 条)			
① 営業所を廃止、休止又は再開したときは30日以内に届出を行っているか	適	不適	
営業所管理者 注)管理医療機器プログラム等のみの販売・貸与等を行う営業所は除く。			
① 資格を有する営業所管理者を営業所ごとに配置しているか (規則第132条 第1項)	適	不適	

② 営業所管理者は営業所を実地に管理しているか (規則第132条第1項)	適	不適	
営業所管理者の遵守事項			
① 営業所管理者は、保健衛生上支障が生ずる恐れがないように、営業所に 勤務する従業者を監督しているか (規則第132条第3項)	適	不適	
② 営業所管理者は、営業所の構造設備及び医療機器その他の物品を適切に 管理しているか (規則第132条第3項)	適	不適	
③ 営業所管理者は、その他その営業所の業務につき必要な注意をしているか (規則第132条第3項)	適	不適	
④ 営業所管理者は、保健衛生上支障が生ずる恐れがないように、営業所の 業務につき、事業者に対し必要な意見を書面により述べているか(規則第 132条第4項)	適	不適	
⑤ 営業所管理者は、④の事業者に対し提出した必要な意見を記載した書面 の写しを3年間保存しているか(規則第132条第6項)	適	不適	
⑥ 営業所管理者は、営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通 し、公正かつ適正に当該業務を行っているか(規則第132条第5項)	適	不適	
営業所管理者が有する権限に関する業務 (法第40条第2項準用第9条の2)			
① 事業者より明らかにされた営業所の管理者が有する権限に関する業務を行っているか	適	不適	
営業所管理者は管理帳簿に次に掲げる事項を記載しているか (規則第 134 条 第 1 項準用第 122 条第 2 項)			
① 品質確保の実施状況	適	不適	
② 苦情処理、回収処理その他不良品の処理状況	適	不適	
③ 従業者の教育訓練の実施状況	適	不適	
④ その他営業所の管理に関する事項	適	不適	
事業者の遵守事項(法第40条第2項準用法第9条第1項)	適	不適	
① 営業所に 管理帳簿 を備えているか(規則第 134 条第 1 項準用第 122 条第 1 項)	適	不適	
② 管理帳簿は最終記載日から6年間保存しているか(規則第134条第1項準用第122条第3項)	適	不適	
③ 動物用医療機器は、人用医療機器や他の物品と明確に区分して保管、管理されているか	適	不適	
・ 品質確保 :医療機器の被包の損傷、その他の瑕疵のないことの確認、その他品質の確保のための措置を実施しているか(規則第134条第1項準用第123条)	適	不適	
・ 苦情処理: 医療機器の品質等に関し苦情があったときは、その苦情に係る 事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、営業所管理者 にその原因究明をさせ、必要に応じ品質確保の方法の改善等の所要の措置を 講じさせているか(規則第134条第1項準用第124条)	適	不適	

・回収: 医療機器の品質等により回収(事由が自らに起因する場合)を行うときは、営業所管理者に次の掲げる措置等を行わせているか(規則第134条第1項準用第125条) ① 原因究明と必要に応じた改善措置を行ったか ② 回収した医療機器は区分して一定期間保管した後、適切に処理したか	適	不適
・教育訓練:営業所の従事者に対する医療機器の販売等及び品質確保に関する教育訓練を実施しているか(規則第134条第1項準用第126条)	適	不適
・中古品販売: ① 中古品の管理医療機器等を販売等しようとするときは、あらかじめ、当該管理医療機器等の製造販売業者に通知しているか(他の管理医療機器等販売業者等から販売等された場合であって、当該中古品を他の管理医療機器等販売業者等に販売等しようとするときは除く。)(規則第134条第1項準用第127条第1項)	適	不適
② 中古品の管理医療機器等の品質の確保その他販売等に係る注意事項について、当該管理医療機器等の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しているか(規則第134条第1項準用規則第127条第2項)	適	不適
・不具合等の報告:販売等を行った医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生、感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めたときは、当該医療機器の製造販売業者等に通知しているか(規則第134条第1項準用規則第128条)	適	不適
・譲受・譲渡記録: ① 管理医療機器又は一般医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成・保管するよう努めているか(規則第132条第2項努力義務)	適	不適
(参考) ② 譲受及び譲渡に関する記録には、次の必要事項が適切に記載されているか(規則第129条第1項) ①高度管理医療機器等の品名、一般的名称、製造番号又は製造記号、数量②譲受又は販売、授与、貸与等した年月日 ③譲受人又は譲渡人の氏名(名称)及び住所	適	不適
(参考) ③ 譲受及び譲渡に関する記録は、最終の記載の日から 3 年間保存されているか(規則第129第2項)	適	不適
・管理者の意見尊重:保健衛生上支障が生ずるおそれがないように、その営業所管理者からの意見を尊重し、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、その内容(講じない場合にあっては、その旨及び理由)を記録し、保存しているか(規則第132条第7項)	適	不適
事業者の法令遵守体制 (規則第 132 条の 2)		
① 営業所管理者の権限の明示 (規則第132条の2第1項第1号) 営業所管理者について営業所の管理に関する次の権限を明らかにしているか イ 営業所の従事者に対する業務の指示及び監督に関する権限 ロ その他営業所の管理に関する権限	適	不適
② 販売業者の業務の適正を確保するための以下の体制は整備されているか (規則第 132 条の 2 第 1 項第 2 号)		
イ 営業所の管理に関する業務その他の事業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規定の作成を行う体制	適	不適
ロ 営業所の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価を行う体制	適	不適

ハ 営業所の業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制	適	不適
ニ 事業者が責任役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収 集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制	適	不適
ホ イからニに掲げるもののほか、事業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の事業者の業務の適正を確保するための 体制	適	不適
③ 販売業者の業務の適正な遂行に必要な以下の措置は講じられているか (法第 40 条第 2 項準用法第 9 条の 2 第 1 項第 3 号、規則第 132 条の 2 第 1 項第 3 号)		
イ 販売・貸与業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと	適	不適
ロ 責任役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること	適	不適
ハ イ及びロのほか、②に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置	適	不適
④ 販売・貸与業者は①~③の措置の内容を記録し保存しているか (法第40条第1項準用第9条の2第2項)	適	不適
医療機器の安全対策		
① 情報の提供等:販売する医療機器の適正使用のために必要な情報を収集、検討するとともに販売先に対しこれを提供するよう努めているか(法第68条の2の5第1項) 注)医療機器卸売販売業者等のみ	適	不適
② 情報収集への協力:製造販売業者等が行う医療機器の適正使用のために 必要な情報収集に協力するよう努めているか(法第68条の2の5第2項)	適	不適
③ 危害防止への協力 :製造販売業者等が医療機器の使用によって保健衛生 上の危害が発生すること等を防止するために回収、販売の停止、情報の提供 等の措置を講じた時は、協力するよう努めているか(法第68条の9第2項)	適	不適
その他		
・ 医療機器の記載事項 :販売等を行う医療機器の直接の容器(被包)や添付文書の記載事項が適正なものであるか確認のうえ販売等しているか(法第63条、法第63条の2及び第64条)	適	不適
・販売禁止品:医療機器の性状、品質、性能が定められた基準に適合しないもの等、販売等の禁止されている医療機器を販売していないか(法第65条)	適	不適
・広告: 医療機器の広告等について、誇大広告や承認前の医療機器の広告 等、関係法令に抵触する広告等を行っていないか(法第 66 条,第 68 条)	適	不適
・ 区分管理: 管理帳簿は最終記載日から6年間保存しているか(規則第134条第1項準用第122条第3項)	適	不適
(以下、任意項目記載)	適	不適
	適	不適
	適	不適

			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
自己点検結果に基づ	ざく措置等				
管理医療機器営業所	 行管理者の意見				
確認印	管理者	所属長			

備考:項目に該当しない場合は、摘要欄に「該当なし」と記載

動物用一般医療機器販売業・貸与業自己点検表

販売・貸与業者の 名称・所在地		
営業所の名称	電話	
営業所の所在地		
営業所責任者氏名	摘 要	

点検実施者名	点検年月日	年	月	日

点 検 項 目 (根拠規定)	点検	結果	摘要
事業者の遵守事項(法第 40 条第 2 項準用法第 9 条第 1 項)	適	不適	
① 営業所に 管理帳簿 を備えているか(規則第134条第2項準用第122条第1項)	適	不適	
② 管理帳簿は最終記載日から6年間保存しているか(規則第134条第2項準用第122条第3項)	適	不適	
管理帳簿に次に掲げる事項を記載しているか (規則第134条第2項準用第122条第2項)			
① 品質確保の実施状況	適	不適	
② 苦情処理、回収処理その他不良品の処理状況	適	不適	
③ 従業者の教育訓練の実施状況	適	不適	
④ その他営業所の管理に関する事項	適	不適	
・品質確保:医療機器の被包の損傷、その他の瑕疵のないことの確認、その他品質の確保のための措置を実施しているか(規則第134条第2項準用第123条)	適	不適	
・ 苦情処理 :医療機器の品質等に関し苦情があったときは、その苦情に係る 事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、従事者にその 原因究明をさせ、必要に応じ品質確保の方法の改善等の所要の措置を講じさ せているか(規則第134条第2項準用第124条)	適	不適	
・回収: 医療機器の品質等により回収(事由が自らに起因する場合)を行うときは、従事者に次の掲げる措置等を行わせているか(規則第134条第2項準用第125条) ① 原因究明と必要に応じた改善措置を行ったか ② 回収した医療機器は区分して一定期間保管した後、適切に処理したか	適	不適	
・教育訓練:営業所の従事者に対する医療機器の販売等及び品質確保に関する教育訓練を実施しているか(規則第134条第2項準用第126条)	適	不適	
・中古品販売: ① 中古品の医療機器を販売等しようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しているか(他の医療機器販売業者等から販売等された場合であって、当該中古品を他の医療機器販売業者等に販売等しようとするときは除く。)(規則第134条第2項準用第127条第1項)	適	不適	

② 中古品の医療機器の品質の確保その他販売等に係る注意事項について、当 該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しているか (規則第134条第2項準用規則第127条第2項)	適	不適	
・不具合等の報告:販売等を行った医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生、感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めたときは、当該医療機器の製造販売業者等に通知しているか(規則第134条第2項準用規則第128条)	適	不適	
・ 譲受・譲渡記録: ① 一般医療機器の譲受及び譲渡に関する記録を作成・保管するよう努めているか(規則第134条第2項準用規則第132条第2項 努力義務)	適	不適	
(参考) ② 譲受及び譲渡に関する記録には、次の必要事項が適切に記載されているか ①医療機器の品名、一般的名称、製造番号又は製造記号、数量 ②譲受又は販売、授与、貸与等した年月日 ③譲受人又は譲渡人の氏名(名称)及び住所	適	不適	
(参考) ③ 譲受及び譲渡に関する記録は、最終の記載の日から 3 年間保存されているか(規則第129第2項)	適	不適	
医療機器の安全対策			
・情報の提供等:販売する医療機器の適正使用のために必要な情報を収集、 検討するとともに販売先に対しこれを提供するよう努めているか(法第68条 の2の5第1項) 注)医療機器卸売販売業者等のみ	適	不適	
② 情報収集への協力:製造販売業者等が行う医療機器の適正使用のために必要な情報収集に協力するよう努めているか(法第68条の2の5第2項)	適	不適	
③ 危害防止への協力 :製造販売業者等が医療機器の使用によって保健衛生上の危害が発生すること等を防止するために回収、販売の停止、情報の提供等の措置を講じた時は、協力するよう努めているか(法第68条の9第2項)	適	不適	
その他	適	不適	
・ 医療機器の記載事項: 販売等を行う医療機器の直接の容器(被包)や添付文書の記載事項が適正なものであるか確認のうえ販売等しているか(法第63条、法第63条の2及び第64条)	適	不適	
・販売禁止品:医療機器の性状、品質、性能が定められた基準に適合しないもの等、販売等の禁止されている医療機器を販売していないか(法第65条)	適	不適	
・広告:医療機器の広告等について、誇大広告や承認前の医療機器の広告 等、関係法令に抵触する広告等を行っていないか(法第 66 条,第 68 条)	適	不適	
・ 区分管理 :動物用医療機器は、人用医療機器や他の物品と明確に区分して保管、管理されているか	適	不適	
(以下、任意項目記載)	適	不適	
	適	不適	

			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
			適	不適	
自己点検結果に基っ	ざく措置等				
一般医療機器営業所	行責任者の意見				
確認印	責任者	所属長			

備考:項目に該当しない場合は、摘要欄に「該当なし」と記載

動物用医療機器販売業・貸与業の手引 改訂版

令和7年10月 発行

発 行 東京都産業労働局農林水産部食料安全課

〒163-8001

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎南側 21 階

電 話 03-5320-4845 (直)